

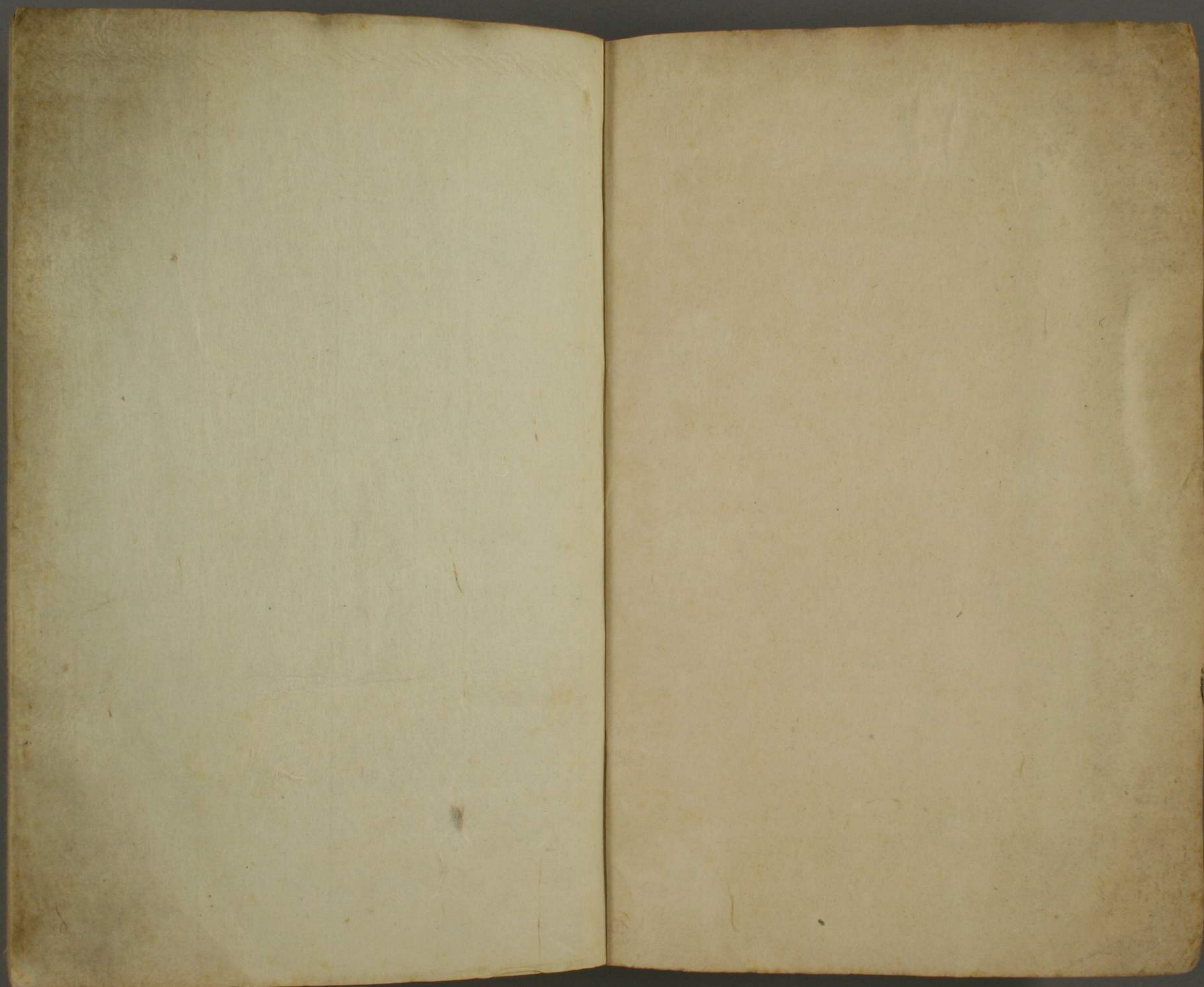


考古圖彙



子多
1392
/







磐石の造りな石の圖

前

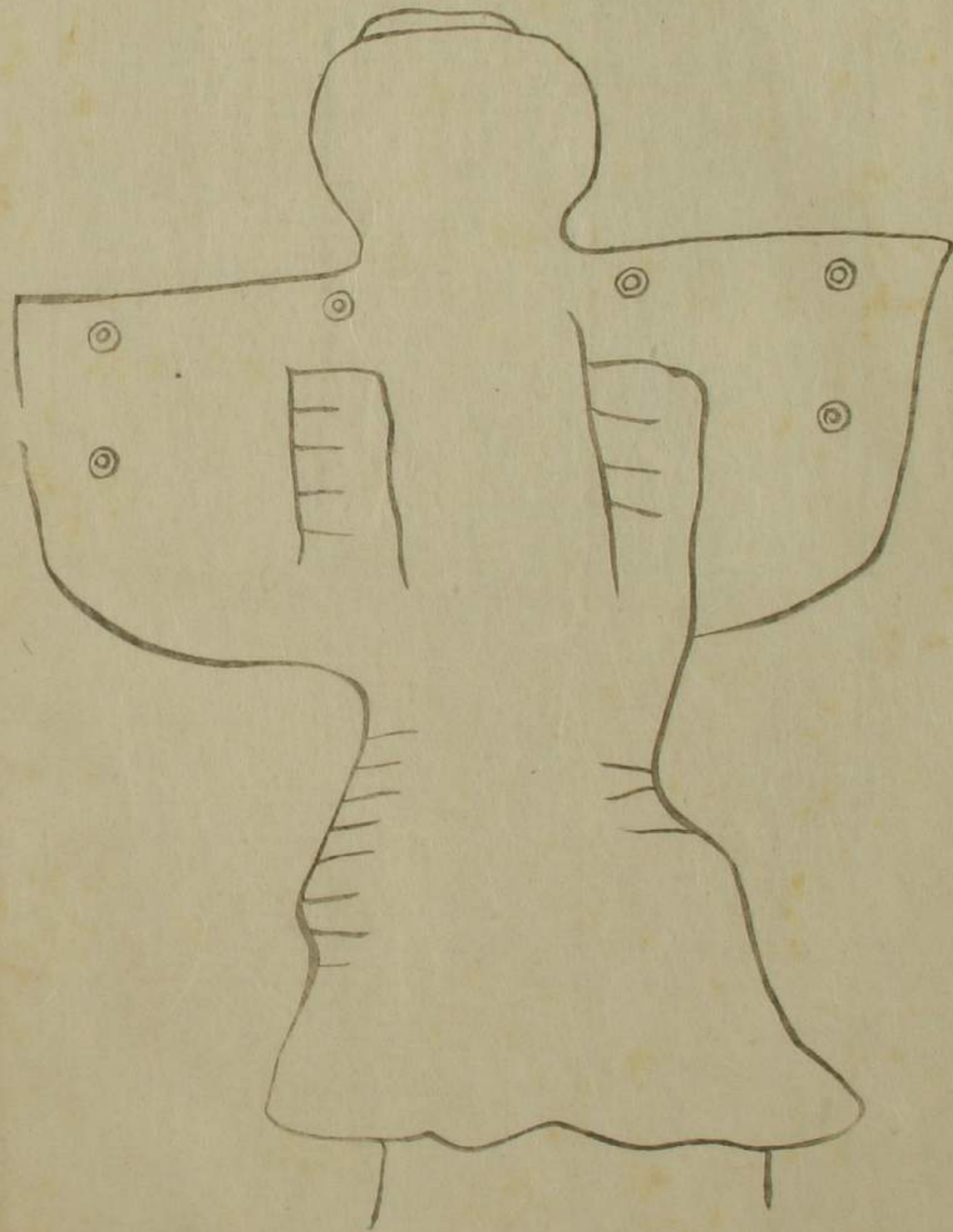
總高七尺五寸
面長一尺五寸
頭廻り三九寸計





今ヨリ凡二千五百年前神武天皇頃男子の風俗
上古は冠なく男子は髪を左右に分け結び
しものにてわれをみづらとつみ

背



聖徳太子の像

阿佐太子
の筆

草三十三代推古天皇の御代(今より元号
千三百年前)
始めて冠位の制を定められたり
(聖徳太子の定め給ふ所)是より支
那風の衣冠我國に行はる



三山冠
せし

尾高履

女子の風俗

前にいへるが如く上古の風俗詳らかにたゞりきれども土中より振
り出せし塑像ふごに就きて考ふれば女子は髪を結はか
しけしるよ垂れ上衣は袖細く下は筒の如き
禪ぜんをはきしがごとし左よ圍するは禪ぜんを穿たざる女子風俗の想像也

上古卑しき女子の風

髪は左右に分けたるまに
結ぶす衣はひだりまに
てひもも其の合せめ
をとく



後ち紀元九百年代應神帝の御世に及び韓國（朝鮮）より工女（奴婢）兄（姉）媛（妹）弟（妹）媛（妹）ふど来りて韓風を傳ふるに依り遂に其風をかゆるに至れり即ち其制粗現今の服の如く上下一と連にて左右より打ちかゝ重ぬるものあり然し袖襟又ハ身中のやひろくあり且衣服を一般小右前小合せごとくありしは元明元正兩天皇（紀元千三百年の頃）の御代以降と知らる即ち歴史を按ずる

法隆寺所藏上古女子塑像



此の像の衣装上下一具なるを見れば支那風の衣装を左り前よ合せ着たるが如し

小元明帝詔して諸司の人の袖のひろさを八寸乃至一尺と定めをくびあくして身幅の狭き服を禁じたまひ元正天皇勅して天下一般衣服を右前小合せに給ふによりて知らる

仲日賣命木像

奈良薬師寺安置



古代の唐衣か

掛帯の類か

秦川勝木像

山城國廣隆寺安置



讚岐國多度郡賀富良津
神社女体木像

元明天皇の頃神部宮人の
像なるべし



をすい
襲衣被りし様なるべし



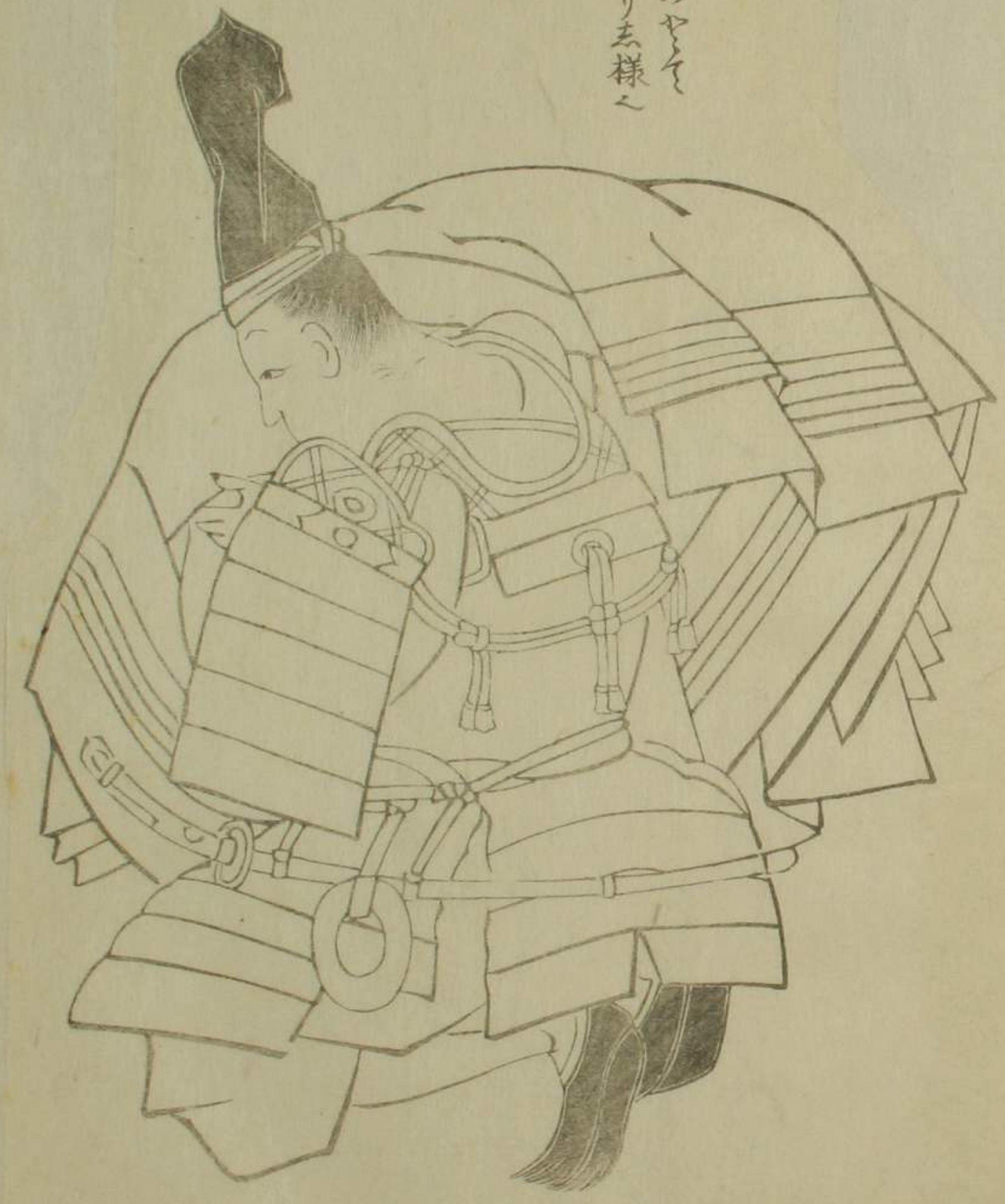
右三種の木像ハ共に奈良朝時代の服装を見るべし

後三年画巻 飛彈守惟久画
源平時代の武装を見るべし



綾あや蘭らん笠を烏帽の上小被りし様

かづけのものや
褒美を賜り去様



義家



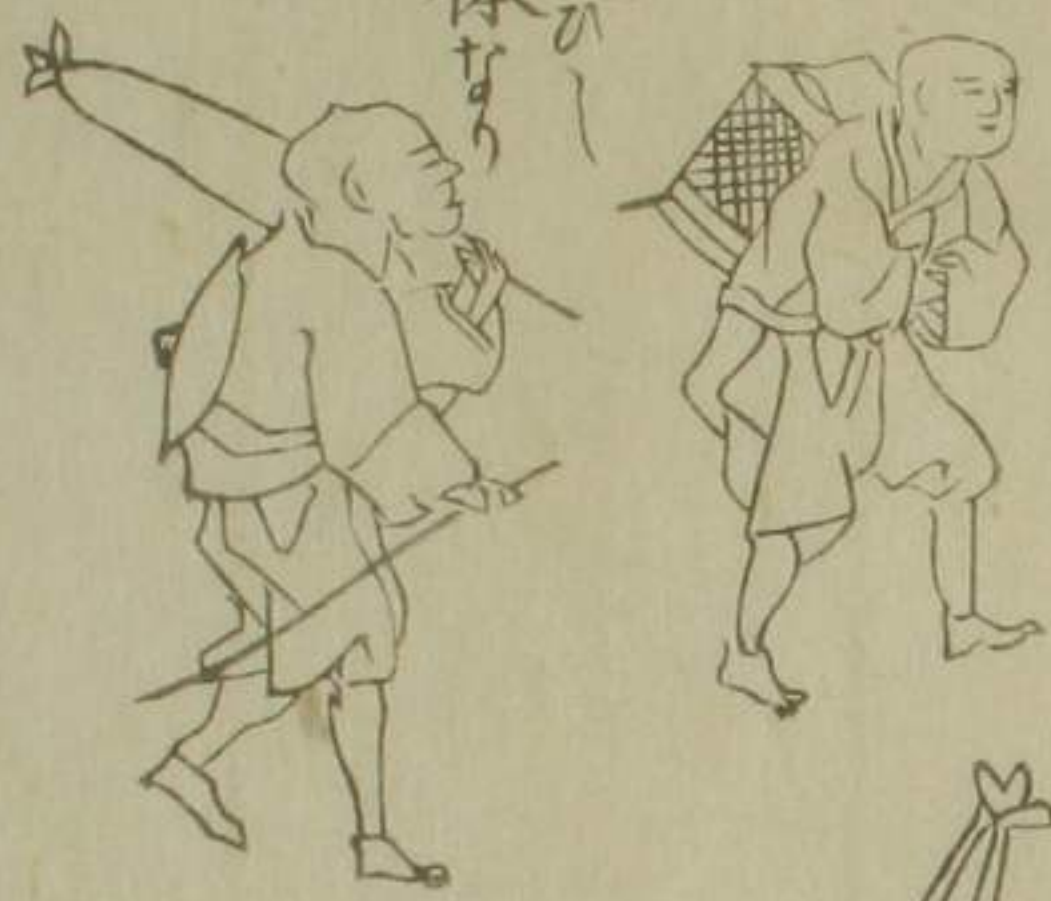
古男旅装

五石雜誌
と標る

親鸞上人
繪

淨賀筆

上人の従ひし
旅僧の体なり



一 遍上人繪と見えし
旅高人なり

杖と後口の荷の下に下りて
休む体



従者うつぼ
を負たり



此の七人の
俵藤太
繪と見えし
旅人の
体なり

此等の圖は今より九
そ七八百年前北条氏
頃の風と知るべし

一遍上人繪詞之所載
女房装束 玉石雜誌に載す



此繪へ元弘建武
の頃の体あり
笠へ市女笠あり
石きものは板金剛
中見ゆ此五人は何
れも中人以上の妻と
知るべし



主人弓と持
りて馬に乗
りて

笠着たるハ女房
と具したるなり

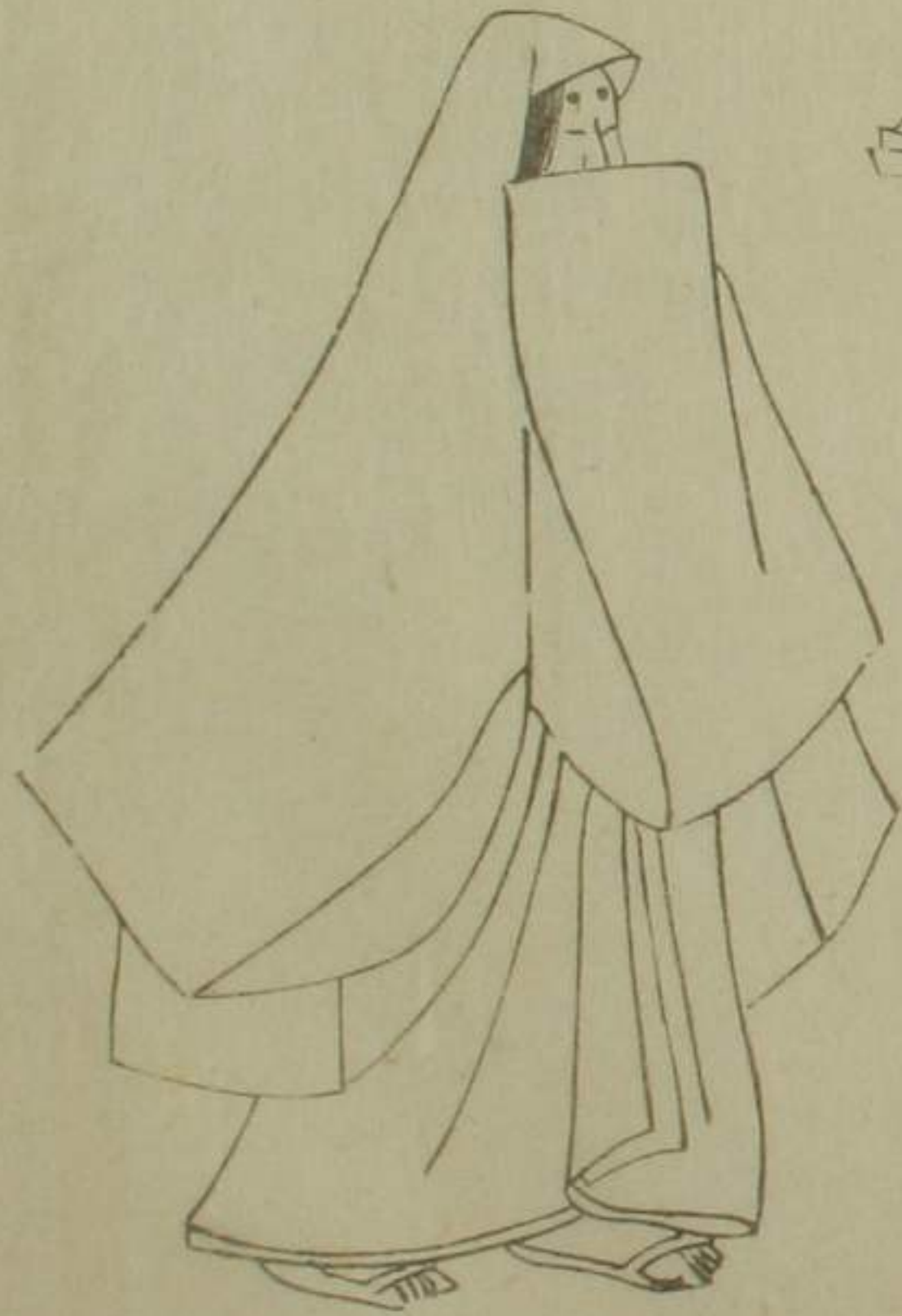
鎌倉時代
より今より九八五
 年前
 足利時代の末に
 至る三百年間武士
 平素の風俗と知る
 べし
 但しハ旅行の体あり

俵藤太繪詞と所載女房装束



ふよ竹物語繪と所載
 女房装束

此女房のかつぎは袖
 廣し官位ある人の
 妻ふれをあり



いきものハ横擲の裏ありあり
 此圖も亦應永前の京都の風
 俗に——丁五六百年前の風と
 知るべし

甲



服は
 直垂

乙



古代竹馬之圖

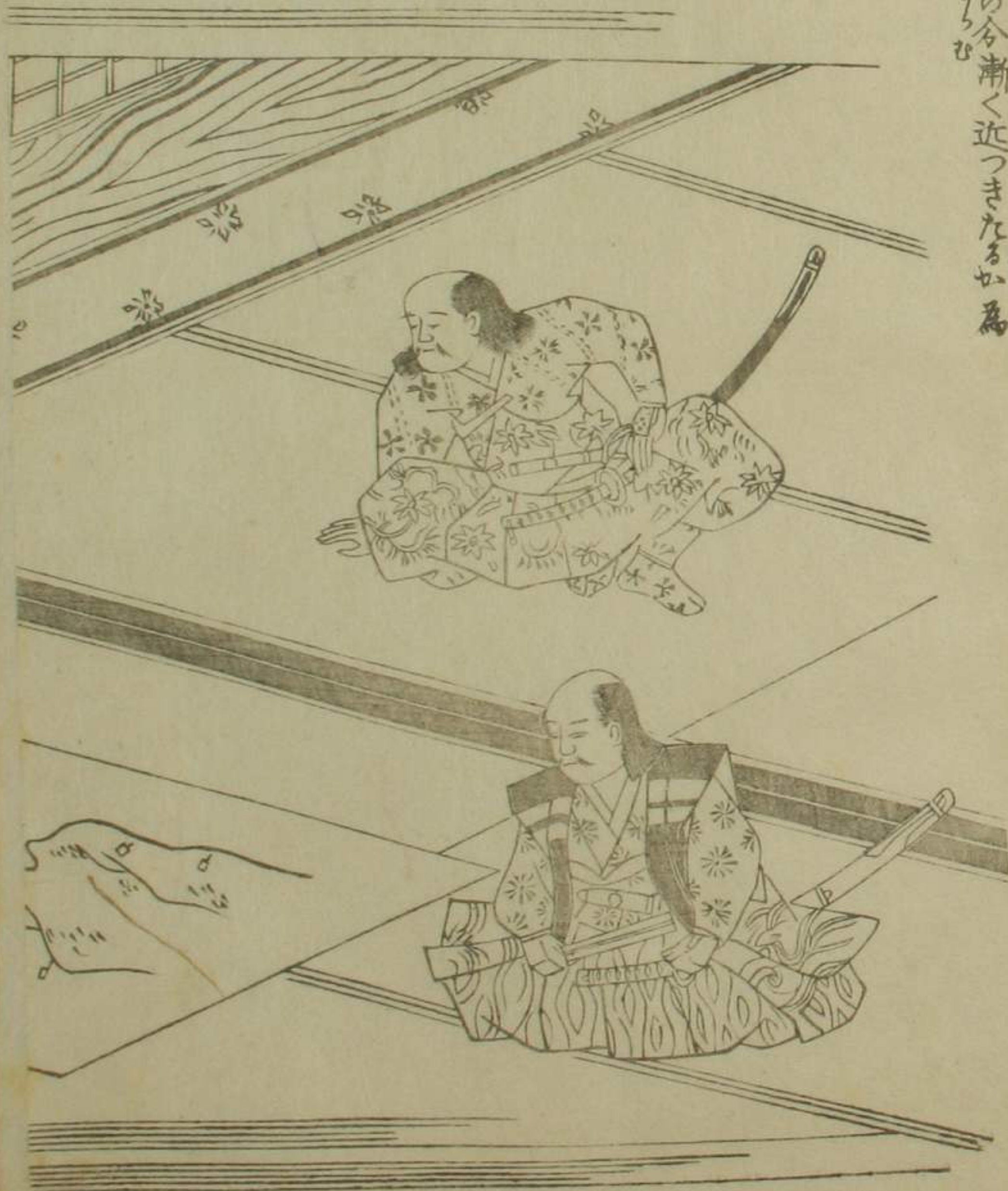
此圖ハ元禄十三年印本四光
 大師傳の中より模出せるもの
 是れハ正和年中の古画を
 模して刻したるものなれハ
 因きたること久し正
 和年中ハ今明治二十
 四年より九百五十四
 十年前と知る一



當時ハ疊と一面
 敷く風とすは是れ
 上下の令漸く近づきたるが為
 めなりむ

此時既に陣羽織すの
 用ゐらるゝと見ゆ

此圖ハ天文の頃
 晴信幸隆等と
 岩尾城中軍議
 の番々れハ當時
 武士の風俗を見
 る
 戦國にて平日
 頭ニ兜を戴く
 と以て便宜の為
 め頭の間及額
 の髪をそり下と垂
 れしものと知る一

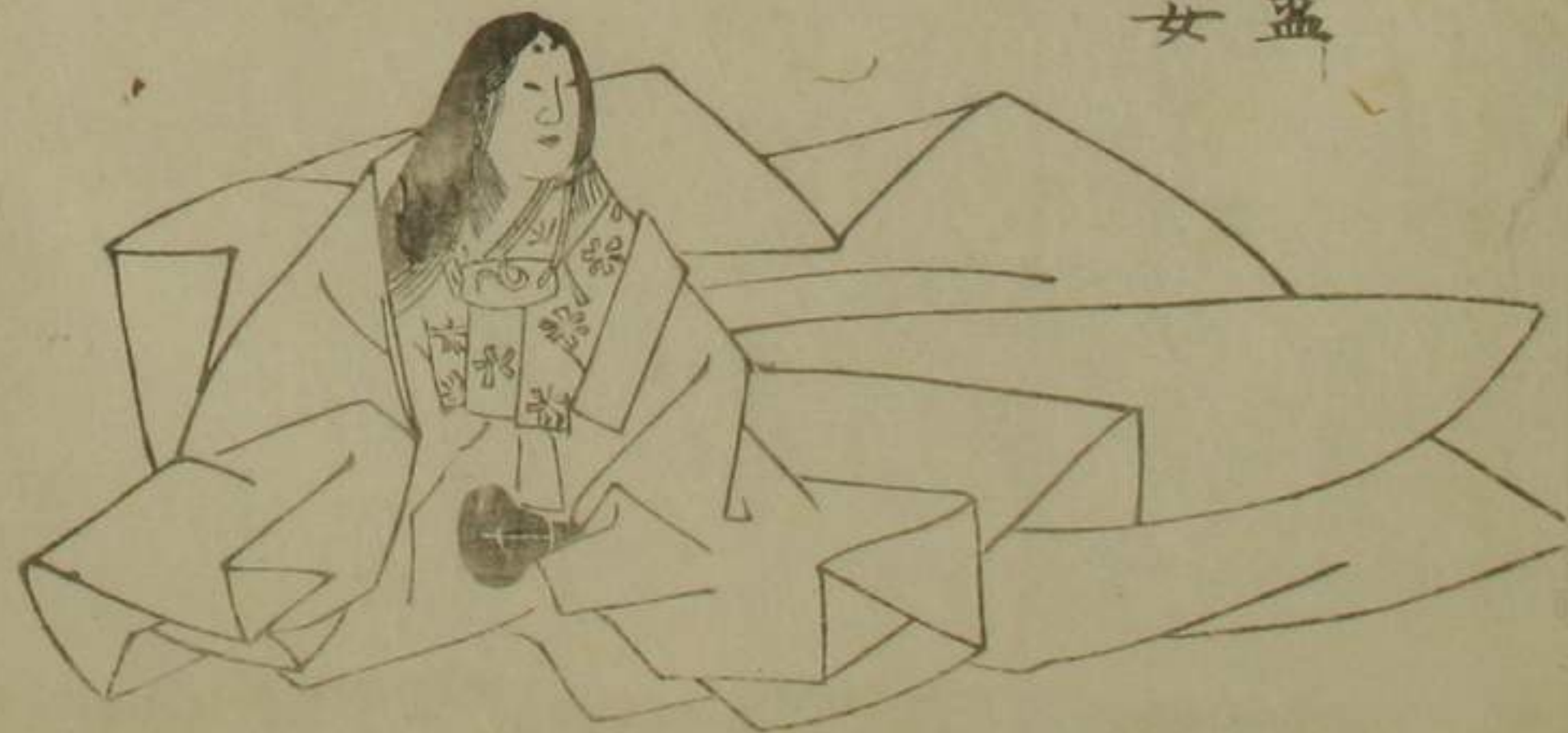


土佐行廣の筆 江口君の圖
 應永の始めの体と知る



此二圖を以て五百四五十年前の
 遊女の体を知る

鶴岡職人盡
 歌合に所載遊女



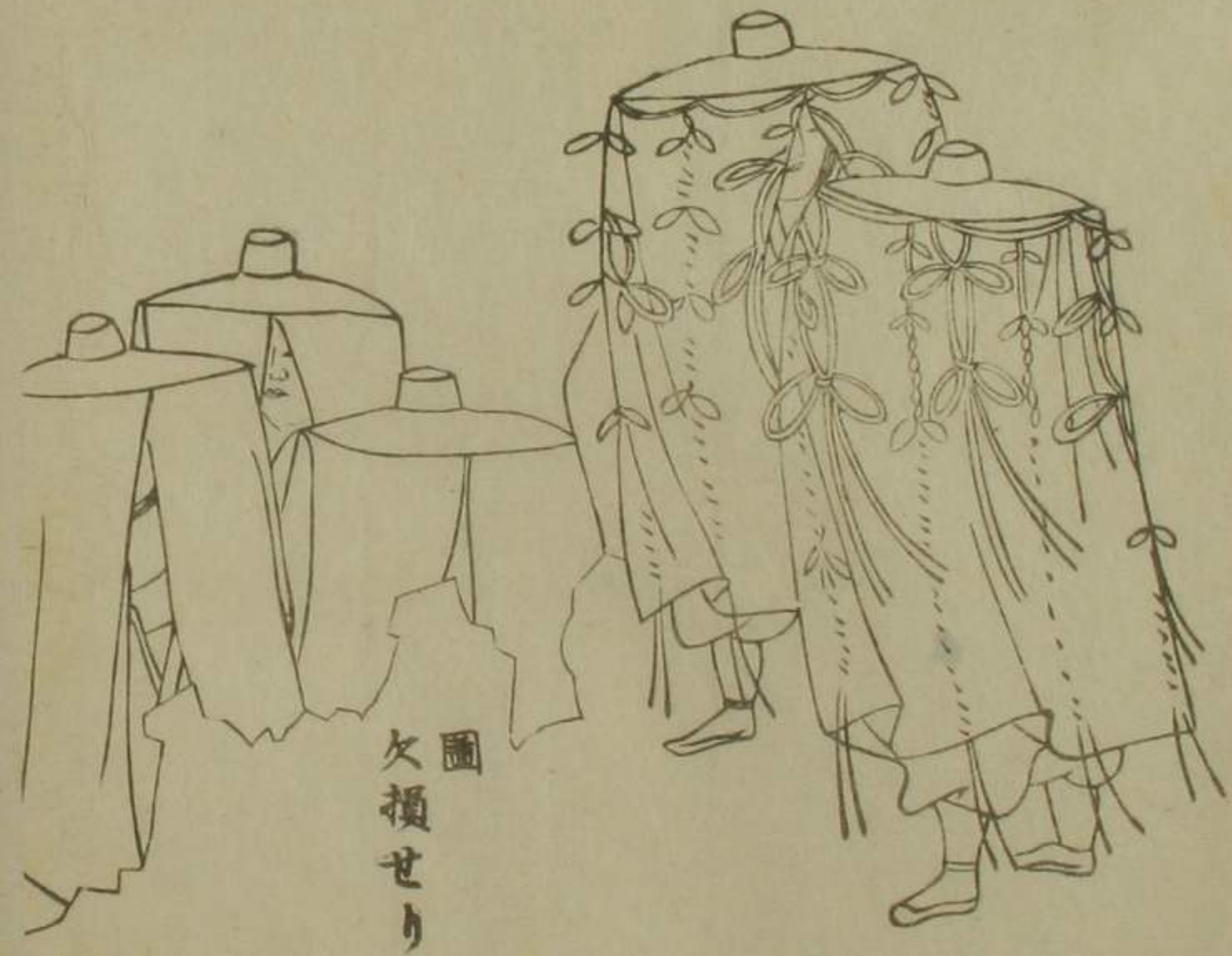
辛 隆 剃 髮 之 圖

天文の末
 既に肩衣を
 用ゐると見ゆ
 又結髪も始ま
 り



古女旅装

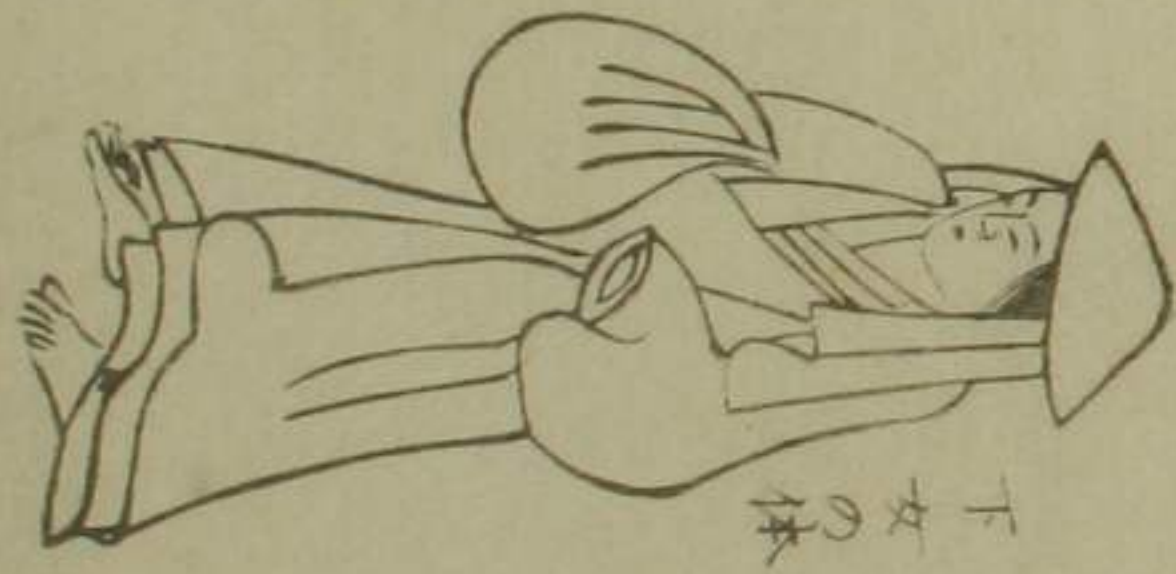
一遍上人繪ニ載せたり
此の繪ハ土佐将監の筆ヲ
鎌倉北条家の末迄の風俗
と知るべし



女圖
女損せり

尾張熱田の宮再興の繪

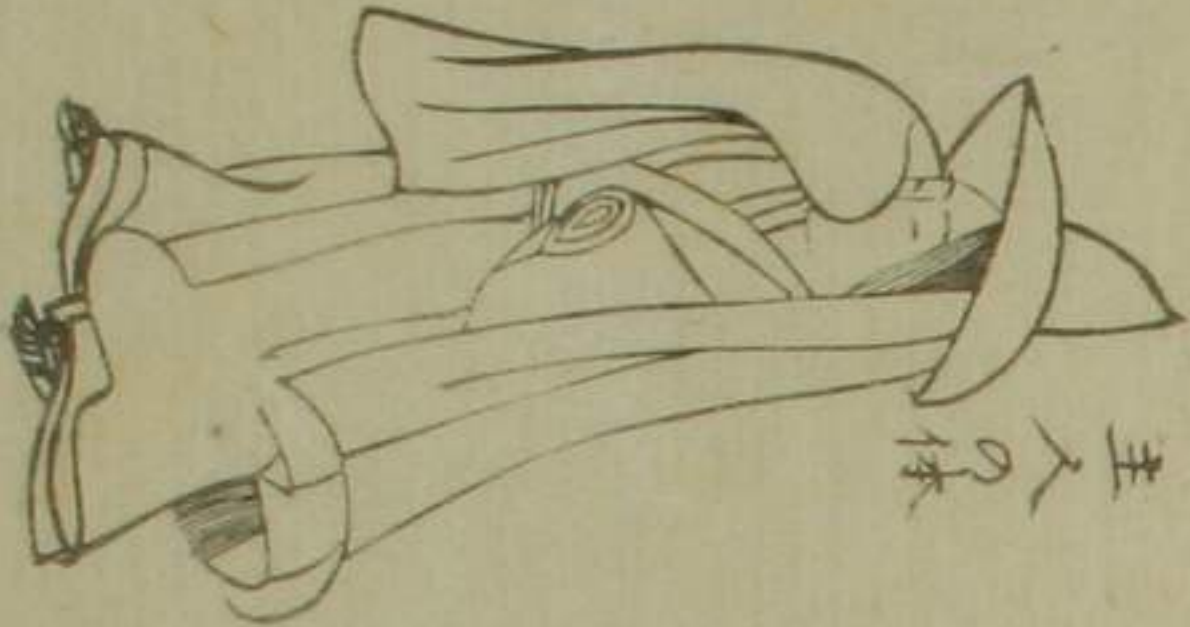
享祿二年二月吉日筆者
加野和泉祐筆資信とあり
依之考レハ今より九三四
五十年前の風俗と知るべし



下女の体



側がいの女



主人の体

此圖は元和中江戸
 大門通りと吉原のあ
 りし時の様あり
 今明治二十四年より
 九百二十四五十年小
 あり
 振袖の短きは所謂六
 尺袖あり
 衣服のゆき最も短
 下男は皆茶筌髪あり
 昔質素の風体見を



女房装束着用次第圖に據る

袷 ^{うしろつけ} びんぐくの躰

「びんぐく」髪に毛に「く」の
 此の如きものを三つ作り用ふ

此の圖は今より四五百年前
 東山殿時代の貴女の姿あり
 髪を衣服の中に着こめることは古
 画又は中昔の物語あど小
 見えたり





是へ九そ二百五十年前
寛永の頃の繪あり

名古屋帯の
古風



寛永の頃婦
人の風俗



寛永の頃湯女の圖



寛永十八年板やぞろ物語に
湯女といひてふまめける女ども世人並ひ居下
風呂入り来る客のあかをかき髪をそぐ其の外に
容色たぐひあく心さまやさき女房や湯上茶上
とて持参りたぐひさうき世がたりを云

たひ
崇



寛文の頃の風俗

當時ハ塗笠
編笠共ニ深

女ノえらみすきする
ハ古きことゆへ昔
の禮義あり



貞享の
頃の風俗

これを
きまへ頭巾といふ



延宝の頃の風



前と同



天和の頃の風



元禄の頃の
風



勝山とつゝの髪カミの結ムス風
 勝山順禮之古圖
 この髪ハ今より二百四十年
 前美應の頃江戸に名
 高かり湯女勝
 山が結ムスび始ハジめたる
 鬢カミあり



徳川時代奥女中の風
 うちかけまげがみの体



此の圖ハ天和二年の大坂板一代男とつゝ
 書にミ一たる繪あり
 書中の文を案
 ずれば妾奉公
 する女の目見へ
 をあそ所と
 知らる
 依りて思ふ
 に今より
 二百三十年
 以前にあり
 てへこれらの女もま
 げ髪ありを知るあり



享保八年京板西川祐信筆繪本
 百人女郎に此の圖あり
 島原の大夫の圖あり
 今明治二十四年より凡二百年前
 揃へ二枚さしめれども外ふは
 髪のかざりあり
 笑を賣る女をらむくの如し
 以て昔の質素を知るべし



此圖ハ享保八年
 西川祐信繪本百人女郎
 に載まるものにて吉
 原の遊女見世付のさまま



天和四年江戸板子の日の松
 とつる書にえたる遊女道中
 の圖あり髪のかざりありと見え

今より九四五十年前
嘉永頃遊女の風なり



下へあげたる圖の天和四年
より九そ二十年後なり然るに
僅三十年のちがいあり前より大
花美にうつり袷を着髪は櫛
かんざしの飾をなせりされ
ども今にとらざれば其質素
あることをとかり知るべし





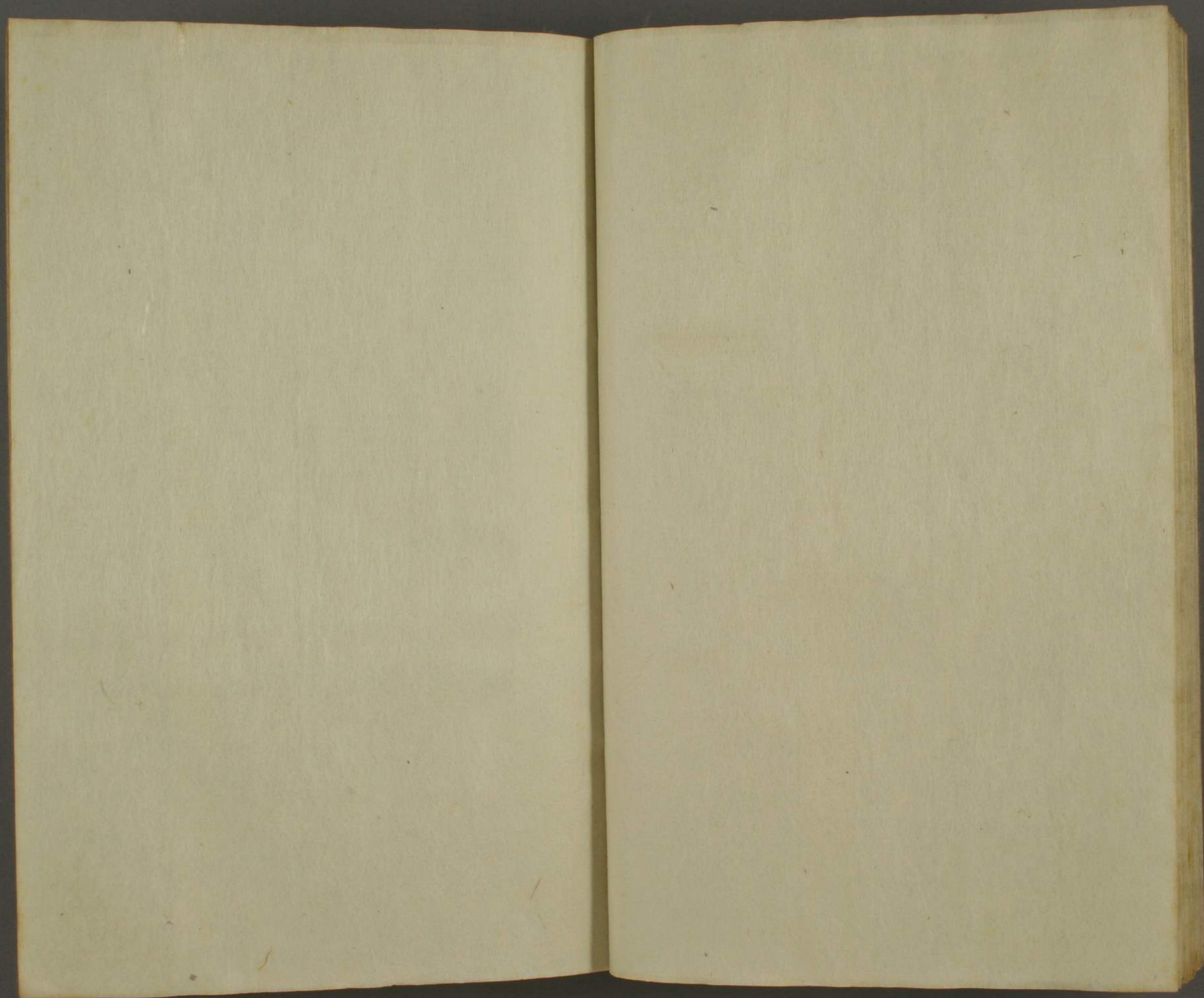
安永頃の風俗

風俗通といへる書より抄出

當時大平無事にして一般の風俗遊惰柔弱を
極めし様哉見るべし

徳川氏末年(戊辰)
の
軍装





古代酒杯に^レ和^レ田酒盛の盃あり



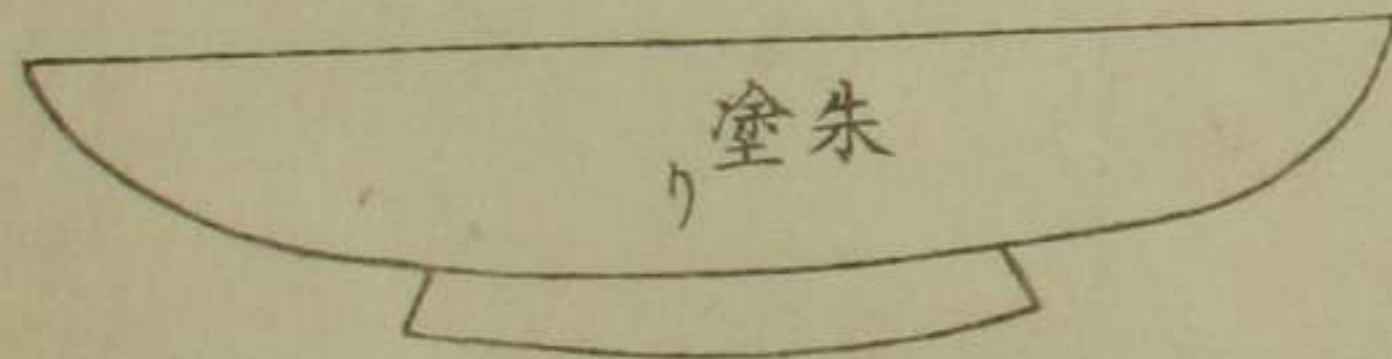
此盃鎌倉雪下大井氏に藏せ
云々玉石雜誌に見ゆ

北条恭時ノ酒罍



径二寸八分
深一寸八分
底高寸五分
径一寸八分

北条恭時ノ散盤



深三寸六分
径一尺四寸一分
底高寸一寸九分
径一尺一寸二分

下の二呂ハ山城
國葛野郡
榎尾高山寺
丹藏あり



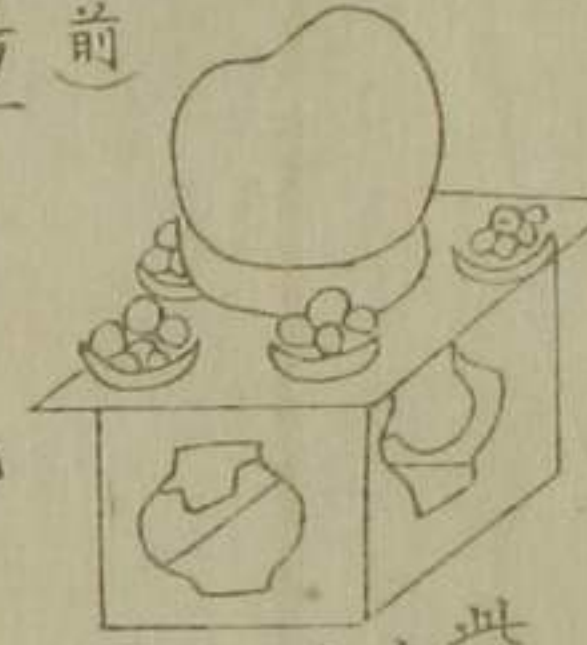
底ニ
の紋あり

四方

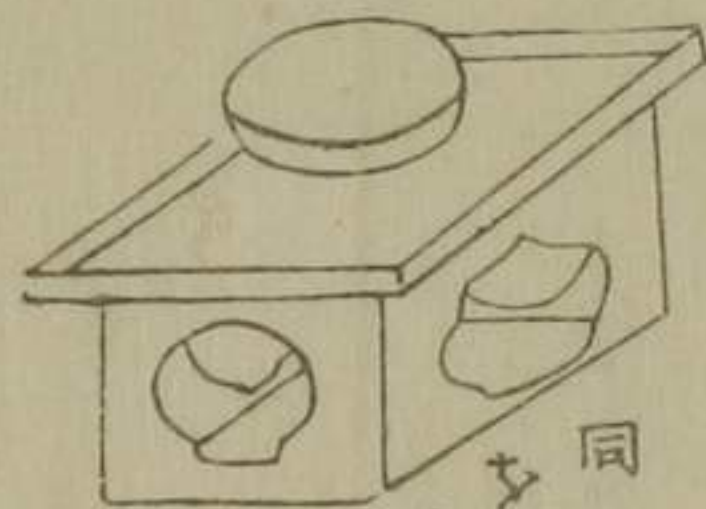
三光院内府記に大臣以上ハ四方を用ゐる
大納言以下ハ三方を用ゐると 攝家ハ官の
高下を以て少より公界にて四方を用ゐ
らる云々是れ天正の頃の定めと知るべし

薄板しき

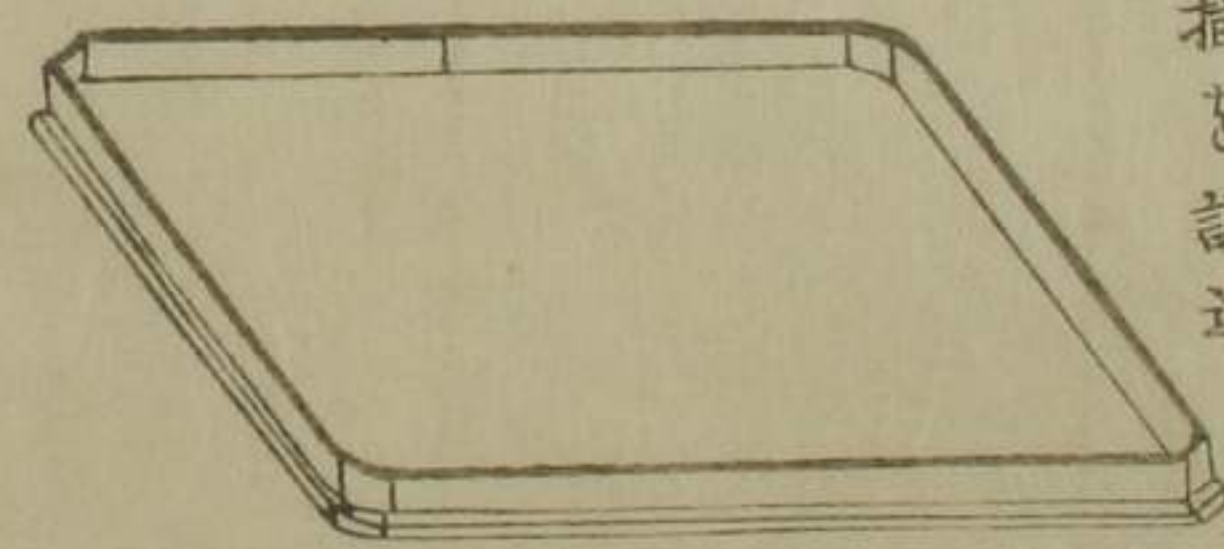
伊勢貞丈の記に
多々羅濱にて例
として弘治年中
(今より九百四十年前)
十二隻つゞて四方一
前調進ま云云云々ハ
文と同じと知るべし



此四方ハ後三年
合戦記の繪に見
えて軍兵剛膽の
坐を令けたる所
とあれハ大将の膳
部ハあり



同繪に盃
を載せた
る四方ハ

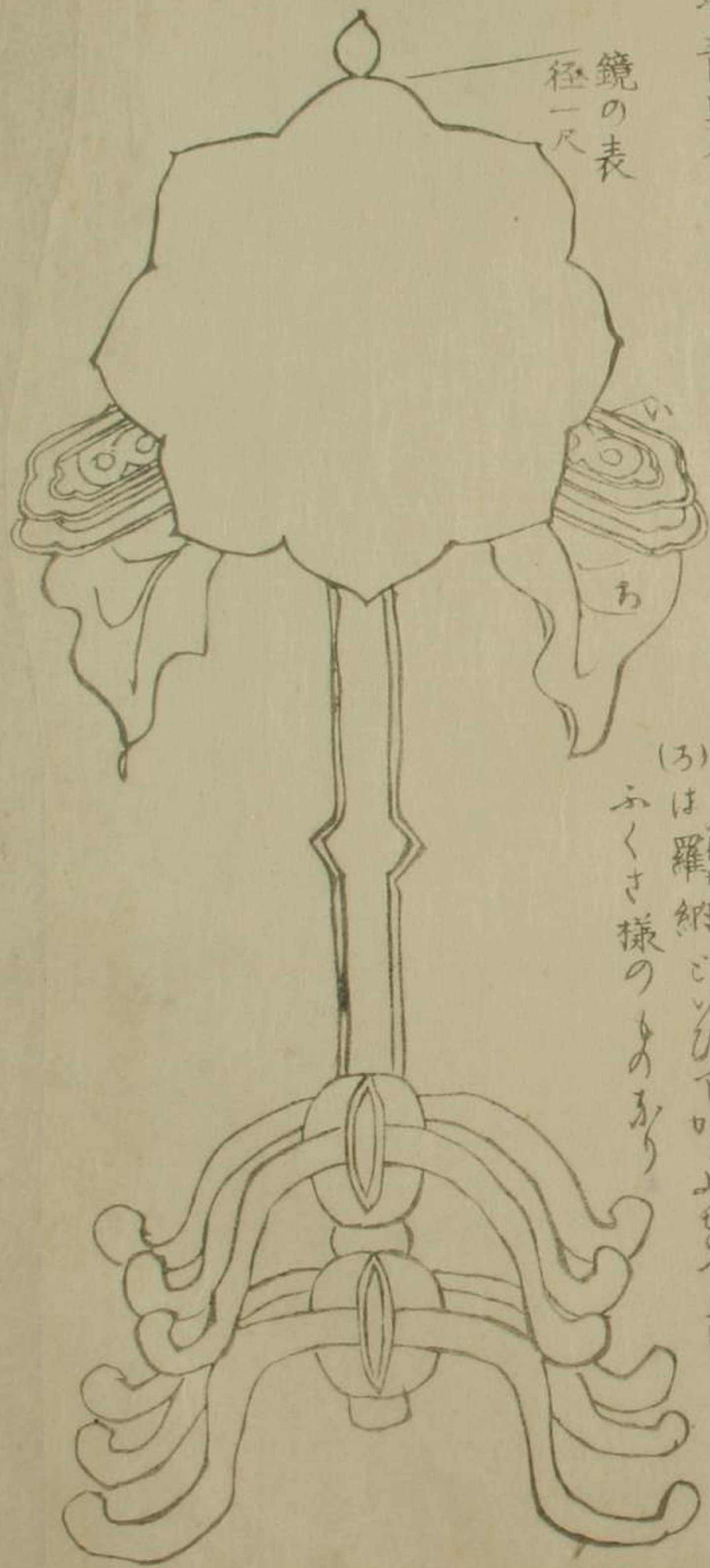


藥師寺の記ハ四文少て折敷一
揃を調進ま云々此直以米比
て見れハ四合八勺許
と交易し得べし
又伊勢宗五大
冊子に折敷を武
家不用云々

又藥師寺の記に弘治
三年米一石より八百廿
七文と見ゆされハ十二文ハ
米一升四合五勺と交易
し得べし但し此頃の升壹
升ハ今の九合六勺餘あり
多々良濱より四方を用ゐるは
尊氏卿直義朝臣仁木義長
細川頭氏の四人あり

鏡臺之圖

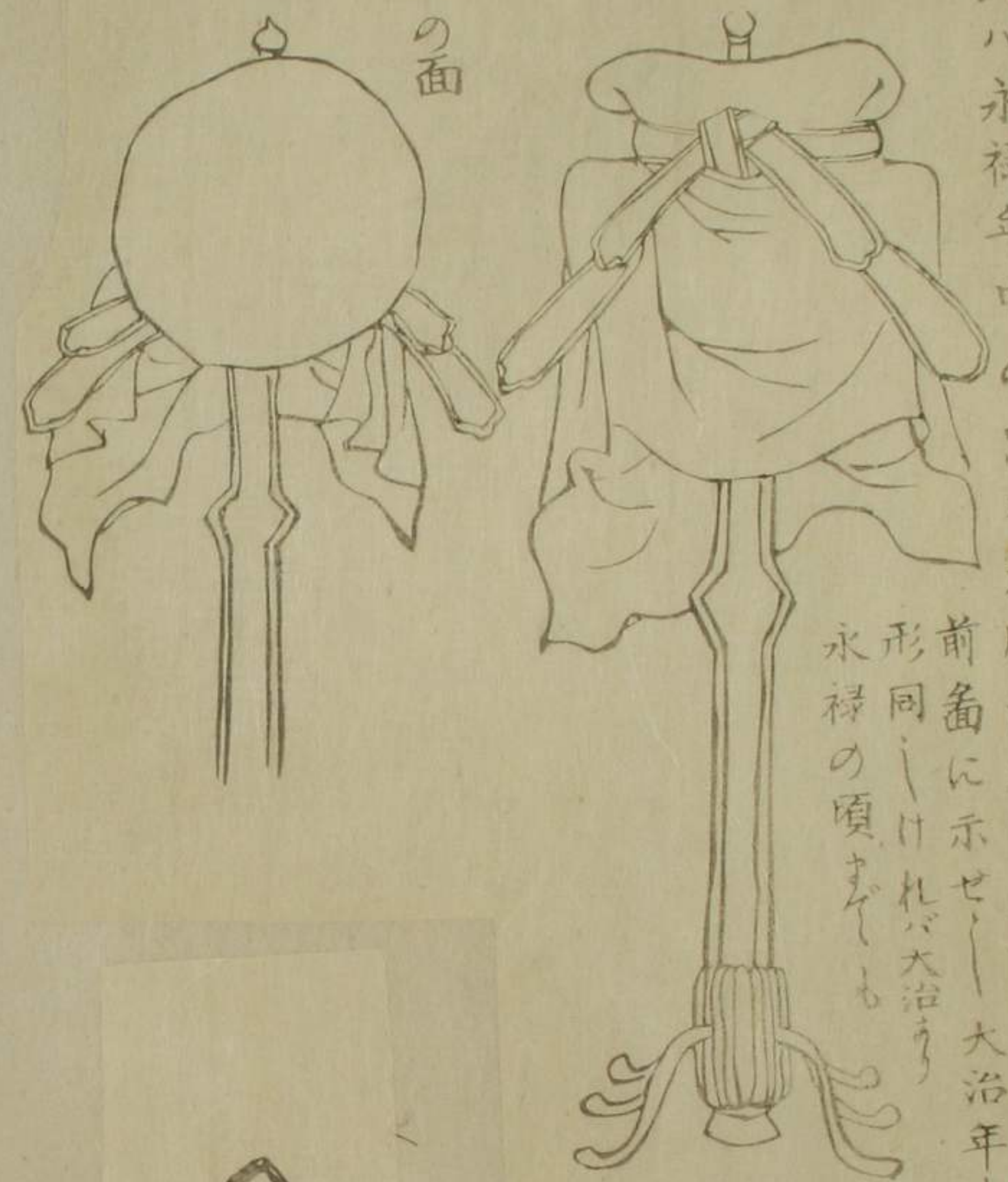
総梨子地青貝入
の蔀繪



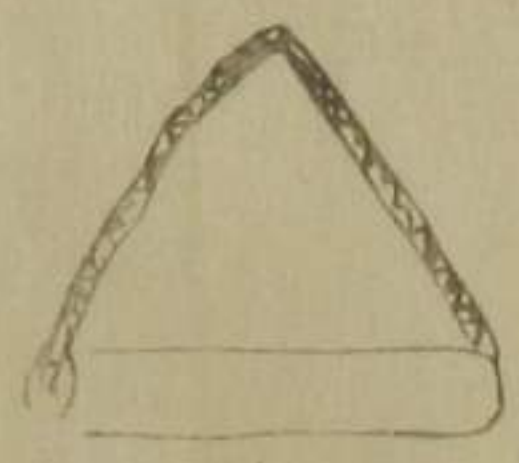
女裝考ニ類聚雜要を引きて此の番と出せり此の圖ハ今より七百六十年
前大治五年藤原聖子后に立給ふ時の調度ありいは羅縵といひ
糸を組して作り鏡のひもをむきひきせめるものなり
(3)は羅縵といひてひきせめるものなり
ふくさ様のものあり

此の圖ハ永禄年中の馬本元服法式に載るものなり

鏡の面

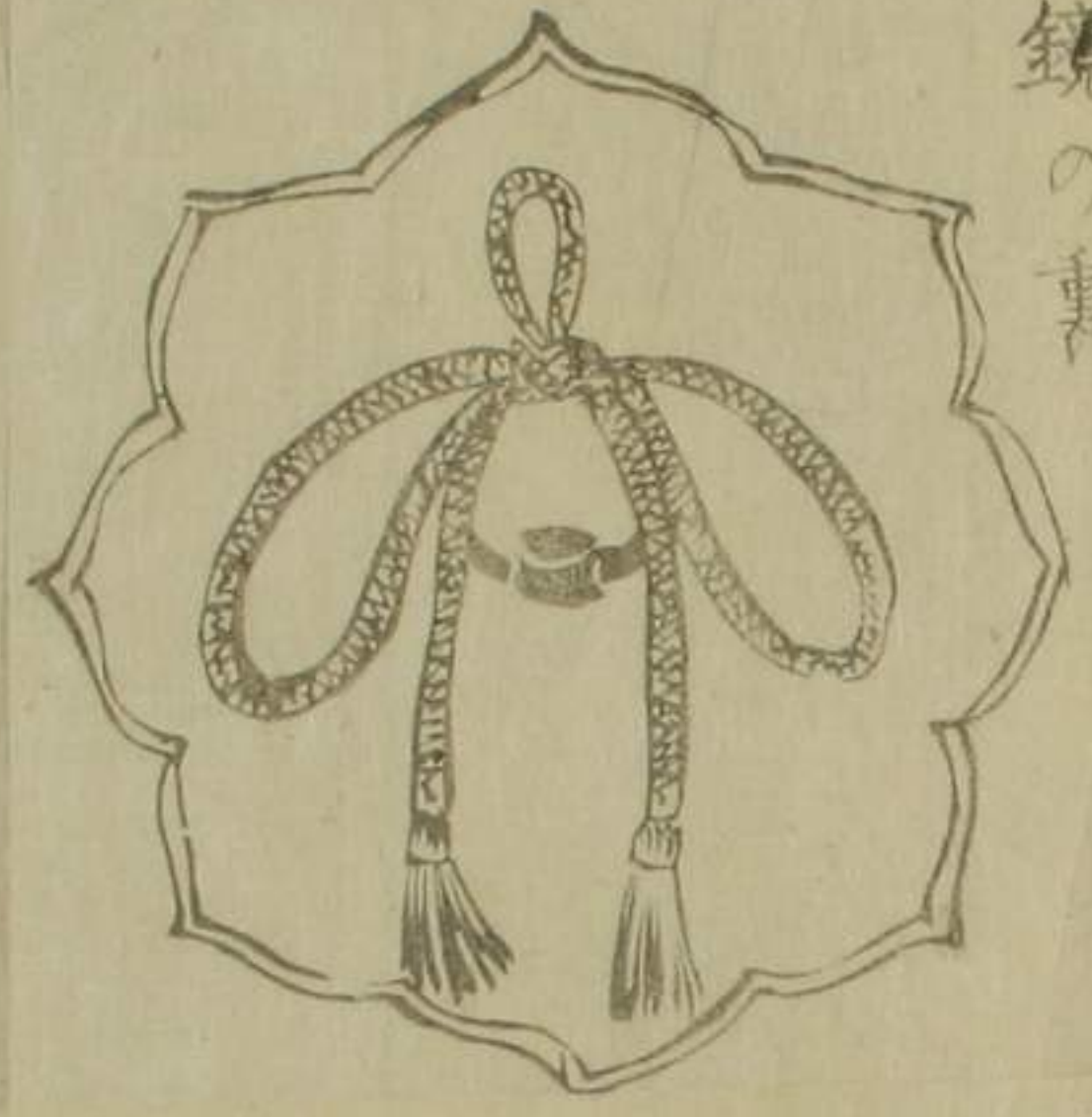


前番に示せし大治年中の鏡臺と
形同しけれど大治より
永禄の頃より
四百余年の後
上つがよに格別の
かまはりあり見
たり



鏡ノ枕

鏡の裏

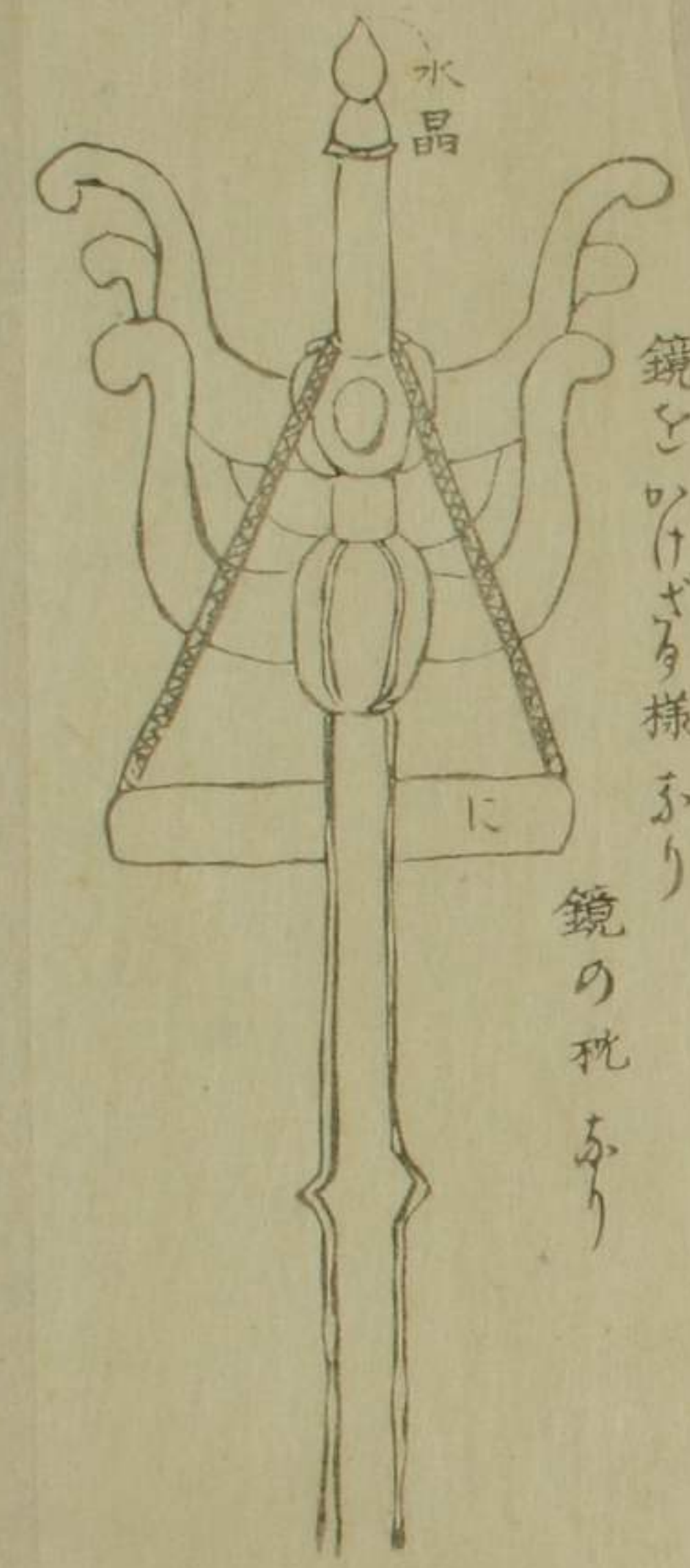


元禄元年板
女用訓蒙圖景と
此の両箇を載せたり
右ハ鏡臺とあり
左ハ鏡架とあり
此形二百年来
今亦いはらす



鏡をわけざる様ふり

鏡の枕ふり



水晶

集古十種に載るる所

山城の國阿彌陀寺に藏

鏡の
寫る
り



鏡柄のつきたる

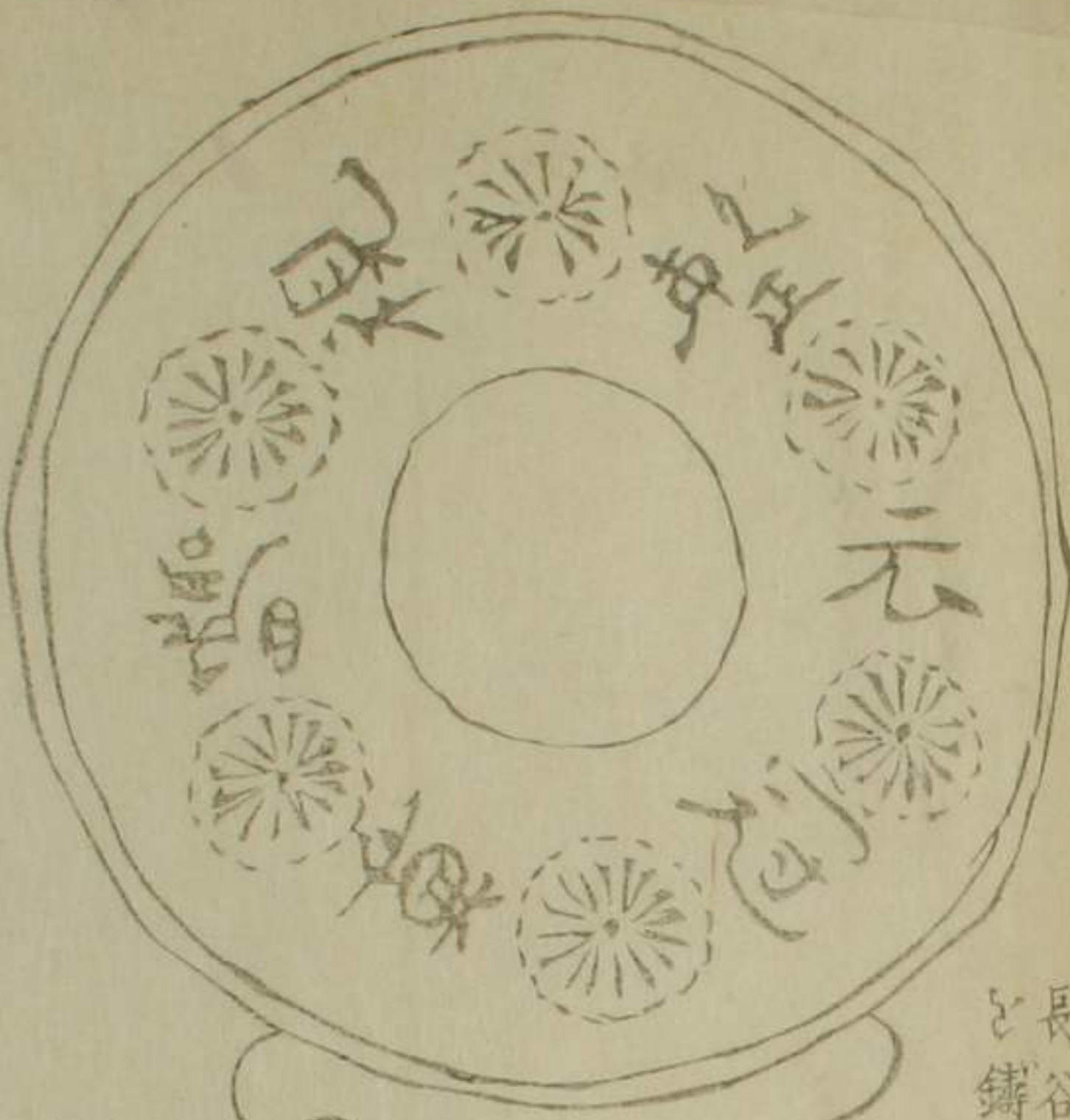
四角ふる鏡



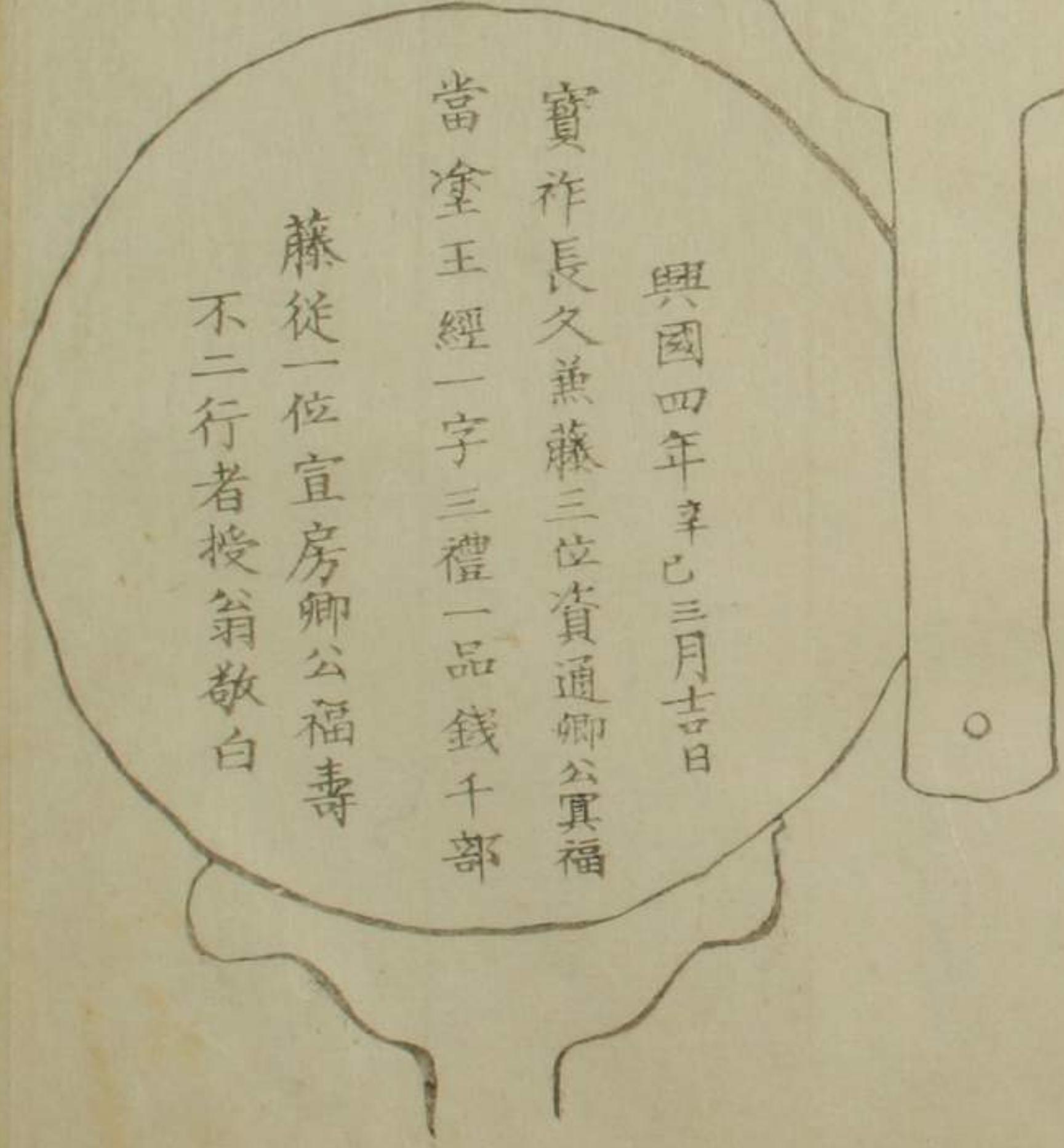
此の方鏡ハ唐物の寫るれ中にも延喜式の中に御鏡一面方七寸とあるを見れば方鏡も古くありありと知るべし

柄鏡も古くあり

長谷寺の孝標の娘鏡と奉納する女にこれ一尺の鏡と鑄させし柄鑄しませぬ云々とあり



中納言藤原藤房卿の鏡
下野國都賀郡西貝野村長光寺の境内より掘り出せるものなり



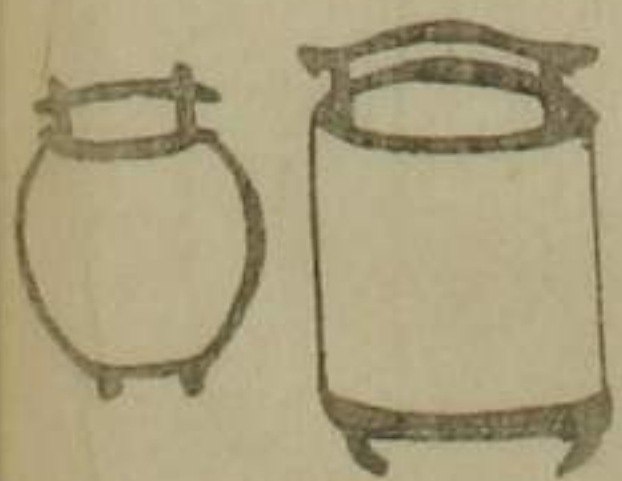
興國四年辛巳三月吉日
寶祚長久兼藤三位資通卿公冥福
當塗王經一字三禮一品錢千部
藤從一位宣房卿公福壽
不二行者授翁敬白

古画 行灯挑あんどん挑灯

あれは——行灯とまげありきたる
た——かある證あり今茶人の用うる
露地あんどんとつものこ古製の
のよれをあれぞ知るべし——



い——挑灯とまげたるハ
此たさひのものかろし——



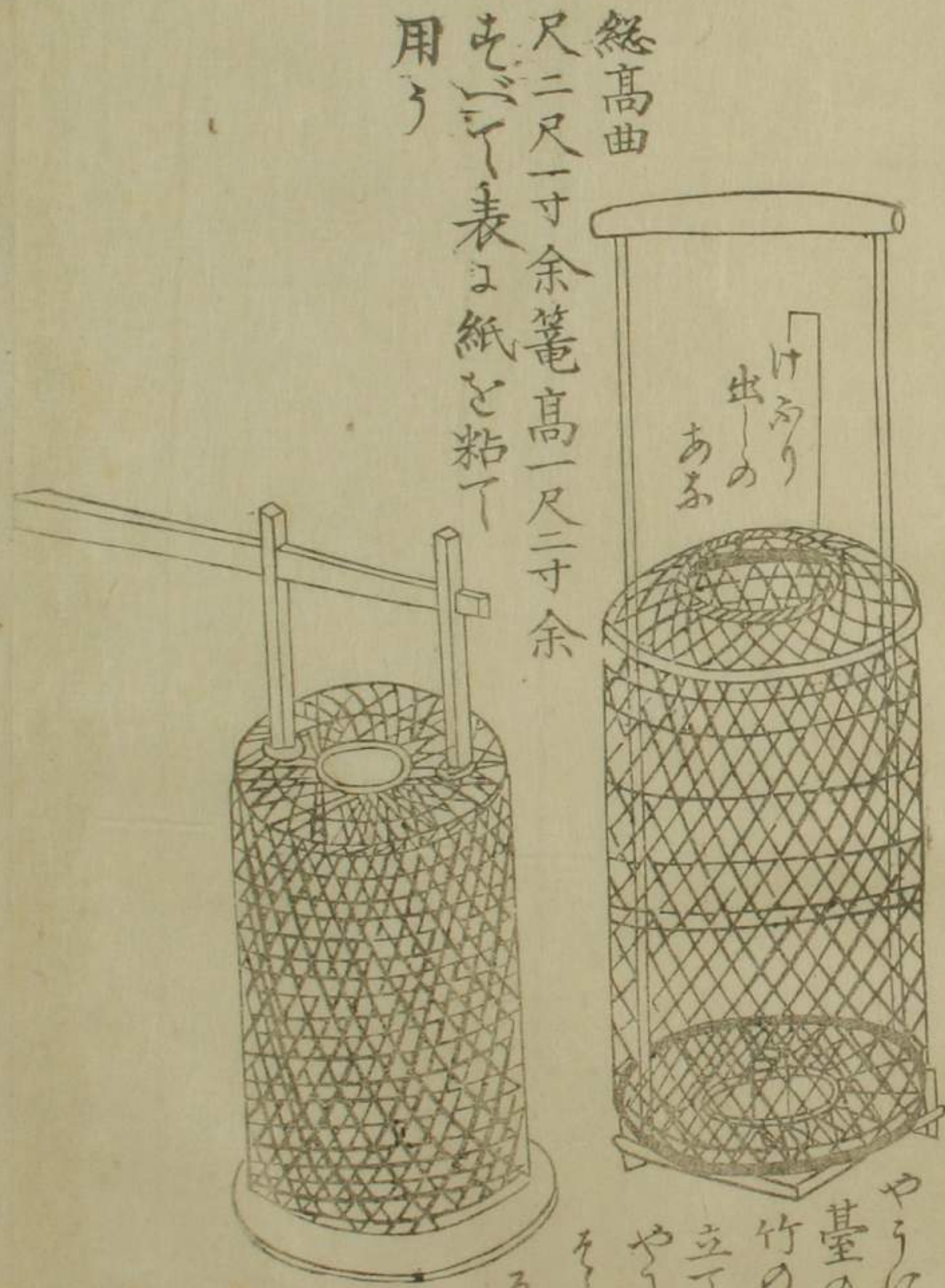
此二つは
あんどん
ふらふら

羽州松脂蠟燭
の圖
笹の葉に松脂とつみみて
蠟燭のつくりとせ



羽州篋挑燈圖

天正以前の挑燈の古製を見るべき物あり
形の異同大小もいろいろ



総高曲
尺二尺一寸余篋高一尺二寸余
をびて表は紙を粘り
用う

篋を上げあげて火
をともしせ

やうにつくる
基の板は
竹の筒を
立て右の松
やうらうら
そくを立
る料とせ

寛文七年印本
水鳥記所載

當時ハかくの如く
棒のふき箱挑灯と
用う



延寶の比より
元禄の末までかくのぶとく
柄のつきたる箱挑灯を
用う



元禄五年印本 胸篋用 所載



ほろをかく
ふ此柄を
穴ニさしニみち
ぢまぬやうにせし
どもおもしろれど
此棒をさし
みみたる面を
見れを製作別
あり

万治四年印本
むさしあぶこに
載る圖



寶永五年印本
諸士百家記よ

此圖あり
當時かくの
如き挑灯
も用あり
たり



元禄十五年印本

諸藝太平記

此畵

あり當時の

如き棒

をさ

ふみたる

箱桃灯

ふまれく

ありふれ

今あるもの

ふみたる



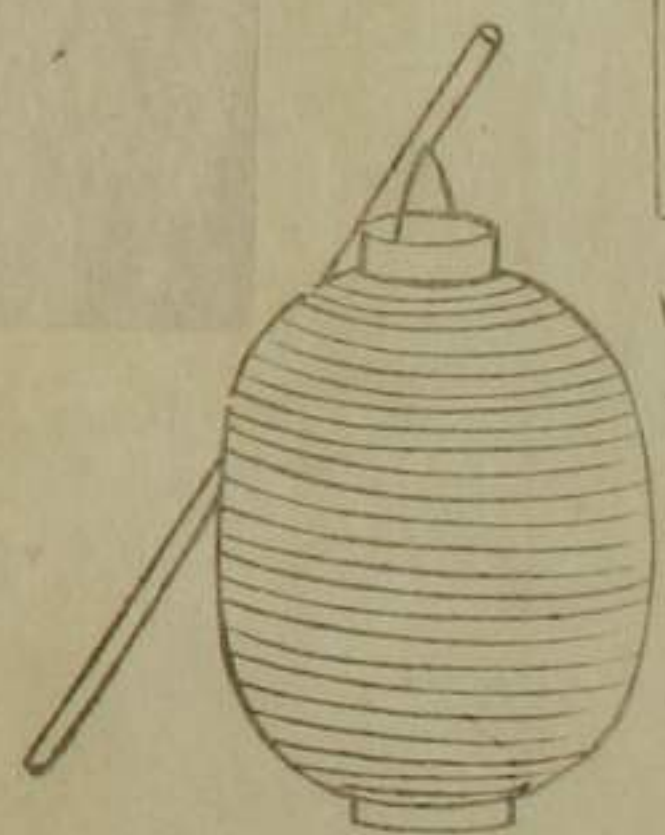
寛文六年印本

訓蒙畵彙

所載

今俗に

桃灯と



商標の蒐集

本邦に於て商品に商標を附して出す事其始を知らずと雖、恐らく近古よりのことなるへし、而して之を蒐集愛翫することは更に近來のことに屬す、思ふに天明以後に起り文化文政を盛りに延いて維新に至りしなるへし、予の藏本綿緞子表紙、豎長の帖二冊の中、生姜糖の商標に文化七、十二、朔、塙先生京都かへりの土産と傍書したるものあり、此帖は屋代輪池翁の蒐集に成りしと傳ふれど定かならず、されど以て此時代には之等のこと盛んに行はれしを知るへし、彼の骨董集に金龍山米饅頭の商標、花街漫録に竹村の最中、月(樂器)を散らしたる圖、傳に英一蝶の筆にかゝるといふの商標の出たる頃、即ち隨筆の盛んに行はれ

岡田村雄

好事家の輩出せし以来の事なるは疑ひなし、然るに商標蒐集家につきては如何なる人の之れに關はりしか、又其逸話等予の寡聞なる未だ一つの聞く所あらざるは遺憾とする所なり、之に關して知る人あらば偏に教を乞ふ。

次に江戸の商標に關する書籍を言はん、古く、江戸砂子、世事談其他に其の中の一部飲食物賣品に就ての記載あるも、こは商標に専らならされは省きて言はず、予の目に觸れたるは

逸題名書

小本一冊

丁數十一丁

此書題名並に序文を逸するを以て確たる年號を知ること能はされど、版式に因つて察するに明和のものならん歟、當時の細見に擬して江戸の名所、遊覽場所、酒屋、藥屋、吳服店、餅屋、蕎麥屋、料理店、髮油屋、魚名、青物、荒物、俳優、酒銘、提灯紋畫、膏藥銘、齒磨揚子、綠日賣物、行商品等を記載したるもの、未だ商店商品のみを記したる書にはあらされど、書中其多分を占むるを以て爰に掲ぐ、予の見たるものにては最も古し。

七十五日

和唐紙横本一冊

丁數序共五十一丁

天明七丁未春版

此書卷中蕎麥、うどん、酒漬物、豆腐、茶、料理店、鮓店、蒲燒店の順序に随つて先づ蕎麥店の名を列記し、次に商標を書き、次に又酒店の名を列記し、商標を圖する如き舛裁にして、恐らく商標をのみ集めたる書は之が嚆矢ならん、卷頭に「みるもの、ひとつ」に華の春三省舎とあり、編者の姓名を逸すれど其赤坂住なることは其印によりて知らる、然れども此書は未だ商標蒐集家の手になりしものとは思はれず、次に載する江戸買物案内のごとく各商

店より幾何の出金を得、其多少により只商品商店のみを記し、或は商標を刻する等現今の廣告のごとき主趣より成りしものならん歟、此本世間に流布すること稀なり。

江戸買物案内

枕本三冊

文政七甲申年版

中川芳山堂撰

此書諸商賣をいろは別けとなして二冊、別に飲食物の部一冊、合せて三冊とす。卷中商標商品の効用等を記す、これは純然たる廣告にして前記七十五日の如き雅本にはあらず、然れども此時代の諸商店は大概網羅したれば必用の書なり。

江戸歳盛記

小本一冊

嘉永六癸丑年春版

玉屋面四郎藏版

全上

全上

全上

全上

慶應元乙丑年秋版

玉屋 如山藏版

全上

全上

全上

全上

明治元戊辰年仲冬版

玉屋 如山藏版

以上の三書皆當時の細見に擬して編したるもの、江戸さいせい記と讀むなり、此類尙數多あるへきの疑ひあれど、嘉永慶應、明治の三書の他見し事あらず、或は此三書にのみ止まらん歟。

江戸自慢狂言の繪本

小本一冊

當時の芝居の繪本に擬して編せしもの、年號無ければ嘉永の版ならん、編者を逸す、少しく内容を言はん、序幕三番、三番、三番、三番の繪あり、これに翁八百善仕出料理千歳、山屋隅田川、三番、山本の山本山、次に對面春駒の場には五郎時致地内舟橋織江、大磯のどら竹村の最中の月、げは坂の少將八百善とあり、續いて根元草摺引、長唄出囃子、三立目しばらく、四立目土々も退治、淨瑠璃山入、寶の山入など皆飲食物を俳優に見立てたり、巻尾

に狂歌あり一二を記さんか大江戸の花と見えたり豊島屋は三國一の富士の白酒、かまくら河岸豊島屋上を下へ人の山より瀧水はとんとと賣れる日々の商、いづみ町四方粗本なれど多くを見ず。

商標集、草稿、半紙横折十丁

未定稿のものにして何人の筆なることを知らず、前記七十五日の如き躰裁のものなり、卷中鹿子餅の商標あり、これは天保以前よりあるもの、此書の篇年判明すれば延いて利益を得んも、惜むらくは何時のものなるかを知るによしなし。其他方外人詠、江戸名物、狂詩、撰の如き又趣味ある参考書なり、尙之に關する多くの書あらんも、今商牌集を掲出するに際し、予の藏書を列記して聊解題を試むといふ。

商牌集 其一 岡田村雄

製法は家の瑞雲庵の唐僧由傳、いかにを奉りて、御後致す足、中の白金瑞聖寺門前角

唐豆腐乾

美濃屋吉兵衛

本如製し御も私方、お一切を御たれお、おは乃しと云ふ

瀧水

神田昌平橋外

内田屋清右衛門

唐豆腐
寛文年間芝白金瑞聖寺開基唐僧木庵の傳法を稱し同寺門前にて販賣する處江戸の一名物なり

銘酒 銀菱
現今一口に正宗と唱ふるか如く文化頃より維新前後迄世に知られたる清酒なり文久頃盛んに行はれて今も兒童の口に殘る尻取文句「牡丹に唐獅子竹に虎」云々の中、内田は銀菱七ツ梅「七ツ梅も酒の銘」といへるにても其名高かりしこと知るべし

商牌集 其三 岡田村雄

喜八團子

御藏前瓦町
丸屋喜八

清水晴風氏曰喜八團子は丸屋喜八といふ者無類の親孝行にして
兩親の身まかりしを歎き世に金あれば得られぬものにてばなけ
れども親はかりはこの力にも及び難し今更金を蓄へて何とせん
と嘆息すこれを或金持の間及び其家に至りて親の賣物のあるが
買はぬかき問へば喜八大に喜び金を出して他人の親を買取りし
といふ此親を賣りし人は喜八の心の眞實なためさん手段なれば
遂に喜八を我家の養子とせしといふ此談覺束なればと言傳の
まゝを記す此團子の流行せしは嘉永年間なりとぞ

丸屋大團子
土間店廣御藏前。丸屋盤中團子圓。
評判從來大安賣。一益噴湯腹便々。

（江戸名物狂詩選）

方外道人

龜屋飛んだり加ねたり

飛んだり加ねたりは龜屋忠兵衛さて淺草仲町に住し毎日雷門内日
音院の前に見世を出し淺草名物の一なりき

江戸繁盛記（天保二年）

雷門側有二隻。實紙備。備人體猿面。繫笠坐之于竹片上。竹裏
而絲其半。又以細片竹自前端啣其絲。反此膠于後端以
置蒲席上。乃說曰。一團伍中左次平益。巡四國爲獲狙。說了柏
手。備笠笠飛。嗚呼竹片懸膠之機。得心懸手。輪扇所謂口不
能言。有數存焉於其間者歟。今則見其物而不見其人。蓋
不能繼也。

淺草 雷門内
定見勢
産



商牌集 其四

岡田村雄

入 師小野玄入

貞享四年版江戸惣鹿子名所大全齒藥並はわきの條
下に竹川町入齒師安藤安志日本橋區南三丁目小野
玄入源助町兼康祐支など見えたり入齒並に齒磨粉
は香具師の業ふりしなり此家の齒磨は名高くして
享保十八年版江戸名物鹿子に

齒いしや御入は師小野玄入

白はきの

こほれかゝるや

みがき砂

隱君耶蓮菊

御口中 療治	木炭 元祖	御入齒
御口中之業 御齒磨業 御齒拔所	小野玄入 日本橋 通一町目	男女二枚二枚つゝき又ハ 上下一まゝと會合のち 入齒少つとめられぬ根 後合下事付

商牌集 其五

岡田村雄

永代團子
永代橋西詰に二軒ありて何れも
繁盛したる店なり爲永春水の「英
對談語」に當時此團子の流行せし
より取りて書名をなしたるなり

木
膳御
筋違御門外廣小路
蒲焼
深川屋茂八

深川屋蒲焼

昔は深川に産する鰻魚味好して賞翫せられしをもて筋違御門外
にありし蒲焼店は深川を屋號に呼ひていさ繁盛せしが其後神田川
に産するもの優れりさて名物となりしより深川屋茂八に對して神
田川茂八と名乗る店出來たりこれ今も有名なる蒲焼店神田川なり
然るに元の深川屋は早く絶へて今其名をだに知るもの少し

蒲焼名物深川屋。魚切年中休日長。
壹歩鰻焼一皿。噴來風味異常。

(江戸名物狂詩選)

本家
元祖
永代橋際佐原屋
永代團子
下總掾藤原重長

商牌集 其六 岡田村雄

讀書丸

讀書丸は山東庵京傳
店の賣藥なり當時の
戯作者は小説を以て
生計とすることを得
ず僅に藥品化粧品等
を賣き或は他の業に
よりて糊口をなし小
説は一の餘業に過ぎ
ざりき例へば式亭三
馬の賣藥山東京山の
印刻の如きこれなり
此讀書丸は氣根を強
くすし稱し當時一袋
一匁五分の賣價なり
しと云其他京傳店に
ては袋物類奇麗丸京
傳自画賛等を商ひし
とぞ

讀書丸



商牌集 其七

岡田村雄

七澤屋の手遊



池の端仲町に七澤屋といひて小にして精巧を極めたる手遊品をのみ
販ける贅澤屋あり此店にて賣る雜並に道具類はいさ小なるをもて奥
動の女中なご買求めて各々其部屋々々に飾りしものさいふ此店維新
當時閉店して今は存せされ七澤屋雜の名稱のみは残り

七澤屋手遊 方外道人

長持軍笥蓋子類。一寸屏風一尺櫃。

習來兒女皆歡目。恰似小人島裡遊。

(江戸名物狂詩選)

松ヶすし

樽遊笑覽に文化の初の頃深川六軒ほりに松ヶすし出來て世上すしの
風一變し云々あり古くは昔押酢なりしを爰に至りて今のさまに變
りたるをいふなり此六軒堀には御船藏ありて當時の大船安宅丸を置
きしより一に安宅河岸さもいへり依て此酢店も俗に安宅の松のすし
といへり後に淺草第六天町に移りてよりも尙安宅のすしの名稱を存
せりこゝに出せるは御船藏前にありし當時の商標なり

安宅 松 酢 (江戸名物狂詩選)

本所一番安宅酢。高名當時莫可并。

權家進物三重折。玉子如金魚水晶。



商牌集 其八

岡田村雄

御所おこし

天保四年に忍川老人といへる人の手
に成りし隨筆『續世の姿』の中に「淺
草御藏前にて賣る所の御所おこしは
名高さものにて店の間口五六間もあ
り看板に御所車を出し由緒ある作り
物なり然るに近年追々所々にてさま
々のおこし落雁等の新製出來して
此店今は廢絶せり」とある其御所お
こしの商標はこれなり



商標集 其九

岡田村雄

加賀屋のギヤマン



鹽町加賀屋のギヤマンは大傳馬町中島屋の蘭物と相對して當時東都唯一の商家ありしなりギヤマンといふは普通のビード細工とは別物にて舶來の上等品をいへるなり

越川屋の袋物

嘉永安政の頃行はれし池の端仲町の越川屋は俗にいふ意氣向の袋物師にして當時此店の風は一種他と異りたる趣ありしなり爰に示す商標の其頃の皆紋切形なる中にかくの如く風變りなるを見ても其疑り方を察すべし



越川屋袋物 (江戸名物狂詩選)

カンセイ 閑清羅製元工。仕立從來世上通。調亂腰帶懐中物。人々自識越川風。

商標集

其十

岡田村雄

俗に和蘭屋といふ前號出す所加賀屋のギヤマン店と相對して都下に西洋舶來物を輸入したる唯一の商店なり今にして之を思へば眇たる此一商店亦日本の文明に貢獻したるもの夥しとせんや

現 中 金

大傳馬町三丁目

唐蘭物類

中嶋屋伊兵衛

商標集 其二 岡田村雄

隅田川諸白は江戸古くよりの名物にして山屋が元祖なり享保十八年
版江戸名物鹿子に

隅田川諸白

貞 慶

中政はよし濁るさもすみたかは
まわり天明三年版万載狂歌集に
あつみに待りける頃隅田川のほそりまつさきといふ所にて
四方赤良朱樂管江須原の迂平なま酒のみて
敷郷の郡鳥をも打忘れまつさきに酔ふすみた諸白
と樂寂齋都の詠みしも此山屋の製をいふなるへし

浅草並木町
隅田川諸白
山屋半之島

本家 長壽綿屋藤八創製
藤八五支薬
弘所 駿府本通伊豆屋藤吉

藤八五支薬

文政八年五月上旬より江戸市中をさう八五もんと記したる笠を頂き
腰に小刀を帯し肩に包を掛け藤の字書きたる扇子を持ち草鞋脚絆の
出立にて一人二人或は四五人にて和蘭傳法と稱する丸薬を賣きあり
く其行商するや兩側に別れて一人藤八と叫べば一人五支と答へて後
兩人相面して奇妙と合唱す雨中には青漆の桐油を着して徘徊す(江
戸會誌四號に其圖見ゆ)といふ價は一粒五文にして痲つかへ頭痛目
まひに効あり且つ腎精を増し肺胃を補ふと稱す其呼聲の奇と効能あ
るまにより一時行はれ市人盛に其呼聲を傳稱す其盛餘時の通客戯れ
に拳にて一本二本三本といふを藤八五支奇妙と掛聲したるより遂に
藤八拳といふもの大に流行し今も其名目残り愛に出せるは其藤八
五支薬の商標にして今世に希なるものなり

商標集 其十一

岡田村雄

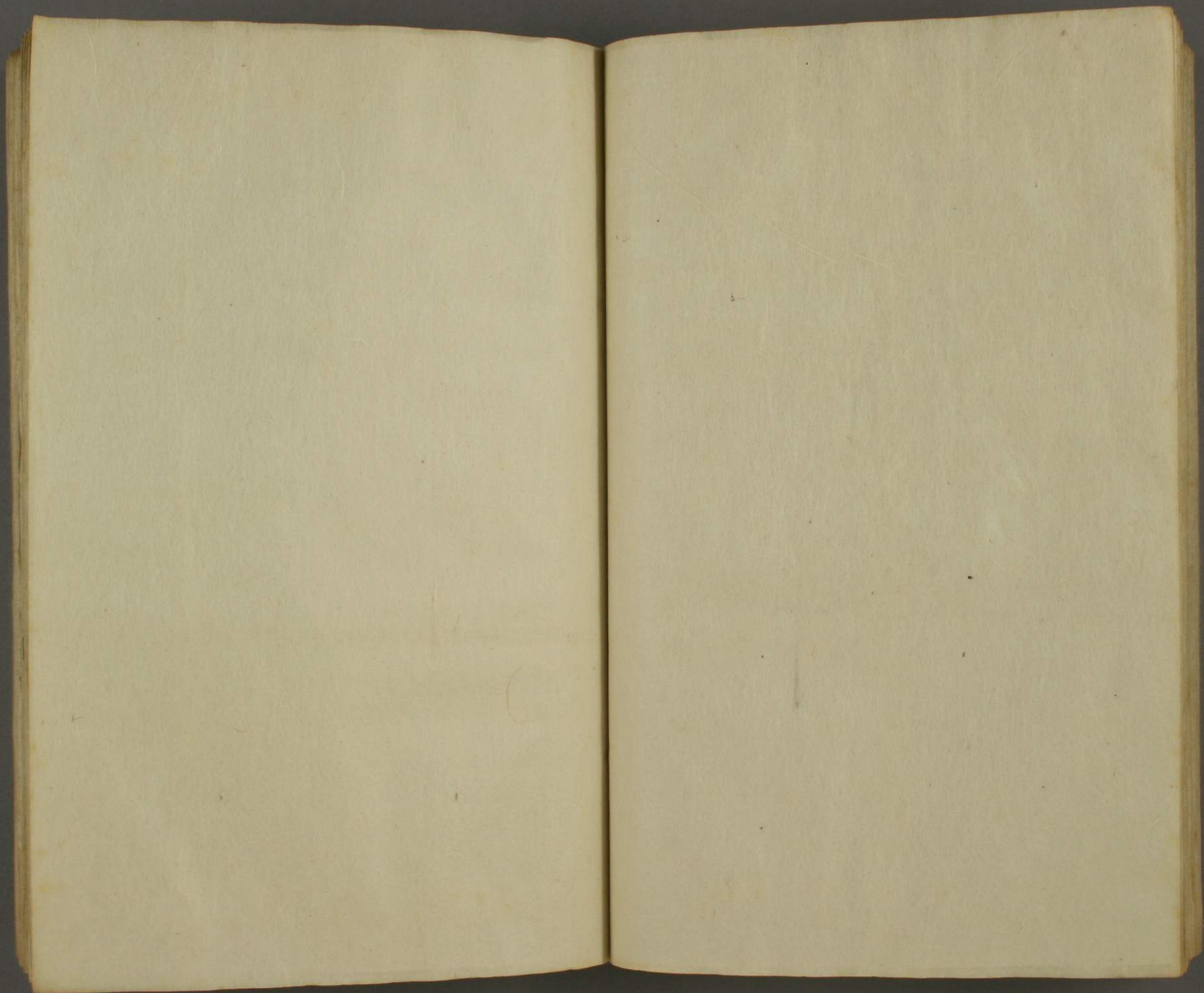
竹村の巻せんべい

巻せんべいは最中の月と共に花街名物の一たり花街漫録に此圖を
出して江戸町二丁目竹村伊勢大様の祖先竹村屋敷といへる茶人此
里に移り住みて茶道教授の業餘茶人何がしの好によれる製法もて
口取の菓子最中の月巻せんべいを製し人に與へて試まするに賞美
のあまり諸方より望まれければ價を定めて賣りけるにいつしか家
の名物となれりとなり下に示す圖は英一蝶の筆になるよしいへり
又此うつし繪を菓子入の箱折なまにほりつけもて印さばなしけり
云々とあればこれ等江戸に於ける商標として最古きもの一なる
へし

色白最中一片月。巻來煎餅品尤嘉。
暑寒年玉又時候。茶屋携行得意家。

(江戸名物狂詩選)



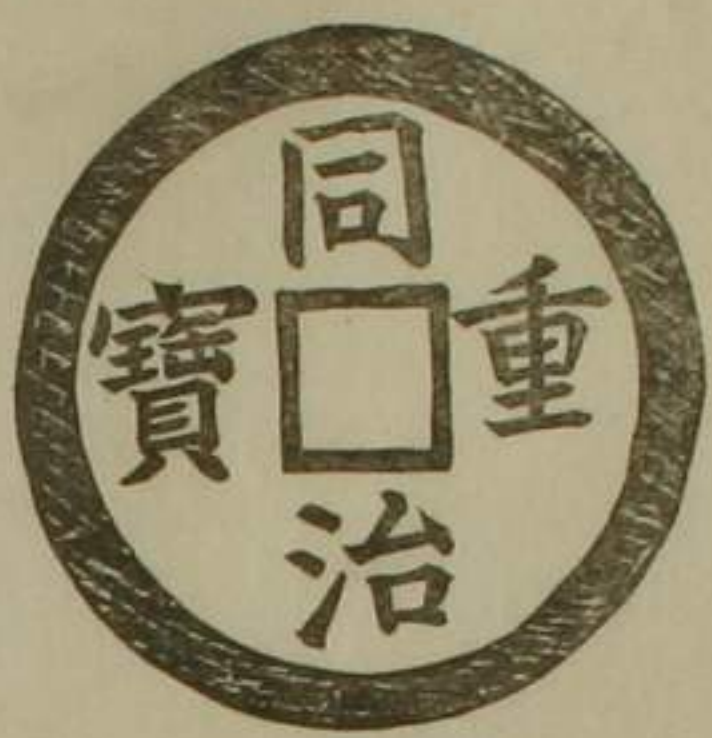


同治重寶に就て

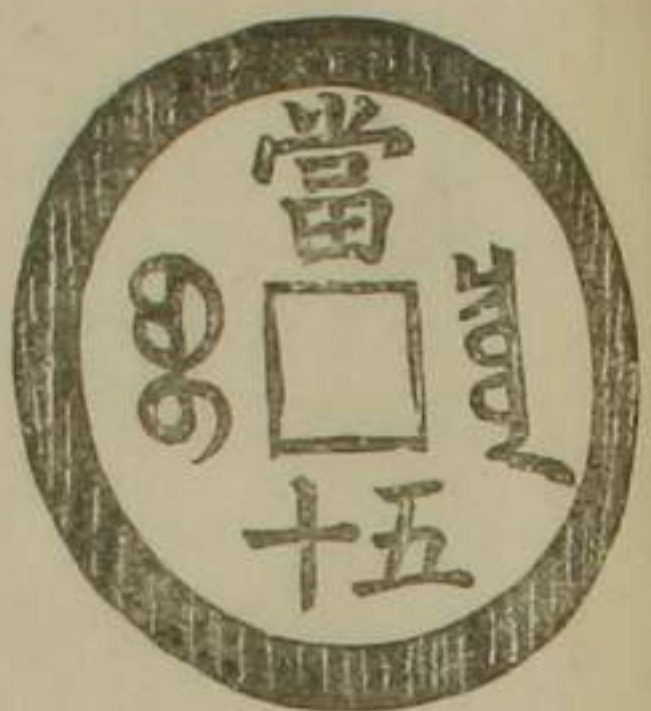
岡田村雄

予が去年十一月模造古物の課題によりて出品せしもの、中に同治重寶當五十の大錢一枚あり、圖に示すか如き大錢にして清の咸豐重寶當五十に髣髴たり、咸豐は我嘉永四年より文久元年に至る十一年間にして次て同治と改元す。抑古來大錢の行はるゝは大亂等ある際に行は、定規にして例せば北宋の隆盛期には一の大錢なく降て南北宋の中間金

二



の盛んなりし際は、大錢非常に行はれ、淳祐通寶當百錢の類の出たる或は元未には大元通寶當十、明初には大中通寶當十、洪武通寶當十等行はれたる如き、これ等皆擾亂ありし際にのみ行はるゝ處の好例なり。如何にして斯くの如きの際に大錢の行はるゝかといふに、一は經濟上の利益、一は携帶の便宜、一は手數の省畧等の諸原因に歸することを得へし、而して爰に出せる同治重寶の同治は咸豐の次にして其元年は我文久二年に當れり、當時我國の古錢界に於ては愛鷺堂服部中の盛んに古錢を蒐集し居たる際にして其以前より咸豐重寶當五十の弗々渡來ありしを以て同治と改元ありし



を開きし同人間には早晩必ず同治重寶當五十の輸入を見んと期待したり、此弱點に乗して此同治重寶錢は咸豐通寶當五十を元として一の違ふ處なく只咸豐を同治の年號に代へて内地に於て製出せられたり、製造者は誰る、曰く當時淺草猿寺々内住古錢商神蝶堂事、中村善兵衛なり、而して同治の二字は故成島柳北先生の筆になる、抑柳北先生にして古錢商に加擔しかゝる贖物の製造を幫助せられしとは誰れも意外に思ふ處なるべし。

今爰に先生の名を擧ぐるは聊禮を欠くの嫌あれど左にあらざる、當時先生既に眼中東洋の古錢なく夙く泰西の古錢研究に着手せられし折とて、其意氣の壯

なる先生自ら日本西洋錢家泰斗成島柳北といへる印章をさへ使用せらし際とていかで愛鷺堂の一局部の古錢に熱中して其鑑識の高きに誇るを快しとすべき、即ち此企に加擔したりしなり、其意や愛鷺堂の眼を欺き其大家の明なきを嘲笑せんとの他あらずして一枚此大錢の愛鷺堂の手に入れれば即ち先生の目的は達せられしなり、果して先生は神蝶堂の手を以て其目的を逐けられぬか、る次第なれば余か爰に先生の名を擧げて云爲するも故人の徳を傷くる意にはあたらざるべし、而して同時に此大錢五六枚出來せしと傳ふれば他にも收藏する者あるべし、余か藏品は一旦愛鷺堂の手に歸せし物ならん歎といふかくて我邦の古錢界に於て早晩鑄出せられんことを豫想したる此同治重寶當五十の大錢の其本國支那に於て遂に鑄造を見ずして已みたるは一笑なり、且つ現今に至りて此大錢を同治錢に比較すれば、材を咸豐に取りたる爲めに銅質優れて他の同治錢の比にあらざる又一笑の値なしとせず。

本年は午年なれば年に因みて馬に關する物品圖書を本會一月の課題となされたり、予は諸君の御馬前に曳出す程の逸物を有せざる者なるゆへ、馬の附たる古錢を一文出品したり。錢と馬とは昔から大なる關係を持つものにて、前漢書食貨志曰「武帝又造銀錫白金以爲天用莫如龍地用莫如馬人用莫如龜故白金三品其一曰重八兩其文龍名曰撰直三千二曰以重差小方之其馬直五百三曰復小楮之其文龜直三百」これ漢武帝の三幣と稱するものにて、宋の洪遵が撰せし泉志近くは乾隆錢錄等に馬形の圖ある方形のものを馬幣として出されたり。又金石索には圖形此等と異なる馬形のものを出して馬幣となされしが、何れも漢

四

代の確證あるものとは思はれず、錢錄は乾隆帝の勅を奉して編輯せし者といへど、妄誕無稽錢學に益なき書にてしかも泉志の圖説をまるどりに致せしもの多し、馬幣の如きも泉志の圖を其まゝに出せしにすぎず、元來南宋の洪遵が泉志は錢書中の古書にして有益の事あれども亦取捨すべき點なきにしもあらず、殊に錢圖の如きは明の萬曆年間に徐象梅



なる者自ら文により圖書をなせしものなれば杜撰の圖象多く、馬幣の如きも文により圖を製したるものと思はる、故に通貨としての證ある馬形のつきたる錢は同文國中歷代の貨幣中只一の崇禎錢あるにすぎず、崇禎通寶は明の毅宗の通貨なり、此錢多くの種類ある中に馬形をつけたるものあり、清人張崇懿の錢志新編に此錢を記して「崇禎季年所鑄



後弘光辛酉用馬士英爲相而亡或曰門下有馬是爲關賊之兆其馬皆在穿下、作跑形俗云跑馬崇禎可治難產催生」であるは此錢なり、通貨正用の錢ならずして馬形をつけたる錢は和漢ともに其種類甚多し、和の馬形錢は徳川氏初期頃より初りたれど、漢土は古く唐宋時代のものと思はるものあり、漢土此類の錢を馬錢又打馬格錢と呼へり、皆賭戲の駒に用ひたる者なり、本邦の繪錢に駒曳錢と稱する馬錢あり、これは漢土の打馬格錢より轉化したる者にて錢座の祭典祝意又は玩具的に鑄造されしなり、本邦には此駒曳錢なる馬錢のみなれど、彼土には武帝の馬幣、毅宗の崇禎馬錢及打馬格錢の三種あり、崇禎の馬錢は武帝の地用莫如馬との意により馬幣を造られしといふに原づくものにて馬形を錢背に鑄出し

たるものなるが、武帝の馬幣といふもの實に馬形を貨幣の面へつけしかば證を得ざるべし、となれど、馬幣と名付し貨幣は當時存在せしことならん、元來漢土の貨幣は物品交時換代の形跡を錢形に存し居るものにて、刀布錢なる三貨幣漢代以前よりありたり、刀は武器、布は衣服、錢は農具と飾具とより起り其形をとりしものなれば馬幣といふも起るところは馬のものを曳來りて或物を交換したるより名も出たることならん乎、龍の雲を起し雨を降らすといへるを以て天用莫如龍といひし如く、馬の用廣大なれば地用莫如馬といへるより馬幣の名も出て従て馬形を錢に鑄出すことにもなりしなり、馬と錢とは此如き關係を以て世に出たるものなり。

鉛錢に就て

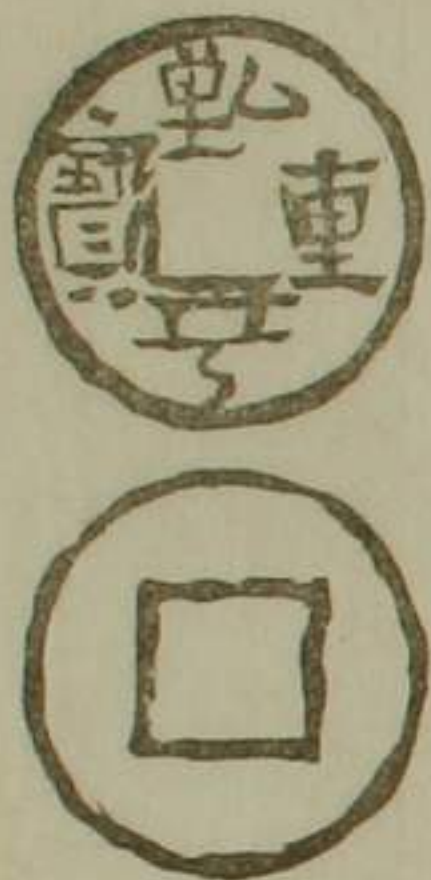
龜田 一 恕

乙巳の會誌初刊には何か目出度もので短文を寄稿せよとの御依頼でありましたか、古泉で目出度ものとは先づ吉語錢か畫錢の福神類でありますから、是等の名稱銅質製作等を説明して見やうと思ひましたが、簡略に述べた所で類品の多きもの故多くの頁数を費さなければなりませんから、是は後日に述べる事とし、福神の縁にすぎり鉛錢の松寶永樂の背に大黒のある所から端緒を求め、少しばかり鉛錢の事を書いて見ませう。

松寶永樂は背に大黒の像がありまして、形状は普通の寛永錢より小さく肉は形相應であります、もとより樂錢の一種にて通用錢では無いのでありますが、穴一玉の類とも見受けられません。松寶の意義は元祿享保頃の作錢に四松錢四寶錢等が有りますが、夫等に據りて作語したもので有りますまいか、永樂の字は永樂通寶を取りたるは、瞭な事で吉語として見るべきもので有り升。此錢は多分或る大黒祠にて信徒に頒與したものであらふと思はれ升。

古き古錢書に載て居る鉛錢では、天明年間發刊の和漢古今泉貨鑑の近代和錢の部に圖が出て居る大黒〇主と云ふ面文の鉛錢を一昨年圖らずも獲ましたが、同書には背の圖が出て居りませんが、背はこゝの圖にある通り内郭外輪備はりて普通の錢形で有り升、郭左の字は舊の字の略體の様に見え升が、夫れでは意義を爲しませんから、伴の字と判讀して循讀に大伴黒主と云ふのでは有りますまいか、讀方は何れにしても畫錢の部類に組み入るべきもので有り升。

此外大黒、或七福神、橋辨慶等の鉛錢は數多有り升が、多くは製作厚肉で穴一玉と見るべきもので、何れも古色に乏しきもの故省略致し升。
正用品では古くは醍醐天皇の延喜通寶、村上天皇の乾元大寶に鉛錢が有り升が、私の考



へでは兩錢共純鉛で無く多少の銅分を含有して居るものと思ひ升、然し是は分拆の結果に依らなければ斷言の出來ぬ次第で有り升が、若し純鉛錢が有たとすれば夫れは鑄損じなので、當時殊更に鉛錢を鑄たものでは無いと思ひ升。

近代の鉛錢では仙臺藩の細倉銅山に於て文久二年から三年にかけて鑄たる撫角形大錢の細倉當百鉛錢、米澤藩に於て慶應末年に鑄たる楕圓形なる生産局價二百鉛錢二様、武田耕雲齋の鑄たる二十四文賣鉛錢等の類が有り升けれども、從來の古錢書や諸方の古錢會の雜誌に散見して居る故省略致し升。又寛永錢の鉛錢は皆私鑄に係るもので有り升。

明治十七年頃三河國に於て種々なる面文の鉛錢を發掘した話が有り升が、皆疑ふべき品で有れば説明を後日に譲ること、致し升。

支那に於て鉛錢を鑄たことは、十國紀年漢史に「劉襲以國用不足鑄鉛錢十當銅錢一、乾和後多聚銅錢、城

内用鉛城外用銅禁、其出入犯者抵死、俸祿非特恩、不給銅錢」云々と見えまして、面文は乾亨重寶で乾亨の末年に鑄たもので、泉志、古泉匯等にも圖が出て居りますが、泉志の圖の妄誕なるは今更説明する必要もありませんが、古泉匯の方は半真半疑に考へて居りましたが、昨

年始めて江蘇省吳縣の清人が齎し來たものは製作上疑のなき真物で字文も古泉匯の
大同小異で有れば同書のものも真物と断定が出来て疑念が氷解致しました此新舶品は
現今豊前の愛錢家瀬尾氏の收藏する所となりました。



中村秋右衛門



鼠三五神



三井大士



鼠離助



全土製



海村原三士

といふは俗に鏡師の鑄あまり湯を以て鑄造
せし故に其名ありと傳ふ、紋切錢といふは圖
の如く皆其面に紋を附するをもていふなり、
其用小兒之を弄びて勝負の具とす、遊戯の方
法先づ地上に一線を畫し其内に一個を置き
夫れを他のものにて筋目の他に打飛ばすを
勝として勝敗を争ふなり、これを筋方引とい
ふ、古くは大阪にてこれをハリケンダと唱へ
たりき、而して此錢面に種々の紋形を置くは
古く元祿頃より紋形を衣服調度の模様に附
すること流行せし餘風なるべし、此錢の最流
行せしは寛政享和の頃なり、而して殊に役者
の紋所多きは能く當る、又芝居を能く打つの
言葉より取りたると、一は此頃芝居大に流行
せしをもて何某の役者は我最負とて其紋を
用ゐ、此役者はよく打つ又よく當るとて各其
好む所の紋をもて勝負を樂しみしと見え

り、これ等を弄ぶ小兒は皆八九才以上なればこれより以下の弄びとするはよろしからざ
るをもて京伏見にて人形師此鏡屋錢に倣らひて土もて製し出したり、但し土製は鏡屋錢
にある如き中央の孔を省きたり、挿圖參看、此もの明治に至りて製作止みぬ、されば鏡屋錢
といふもの古くは銅鑄なるが後には土製と替りたるものなり、今回紋の課題に因り聊思
ふところを記す、幸に是正を賜へ。

がらくび錢

山中笑

寛政前後の冊子に雁首錢といふこと散見せり、これ如何なるものか、今は猶これを知る者あらんも久しからずしてかゝる小事は忘れられて知る者無きに到らんかと思へば、がらくび錢に就て本誌の餘白に記すことせり。

文化の初めに六樹園が著述の『狂文あつまなまり』の序に
眞餘の雁首一錢のかはりをなして百貫の中にまじはり銅のはりかね島臺の松をたわめて一夜千兩の座敷につらなる云々

の文あり又前と同時代の狂詩『寢惚先生初稿』と題せる書に

遠ト從レ寛永年ト通寶世間ト旋鳥目多新鑄ト雁頭ト雜古錢ト一文花子ト擲兩替相場傳ト別有時風鬼ト能令ト初尾先ト

の狂詩あり、少しく時代を遡れば寛政五年唐來三和作の黄表紙『再會親子錢獨樂』の中伊勢參宮のところ

うちはしのうへより非人のあみへまいてやらるゝ番になりて雁首錢がじゆんなれどもかれはひとりあるきができねばとてまたこのづくせんのふしあはせとなる云々

十返舎一九が寛政八年に出せし黄表紙『替錢通用壽護録』の中に、雁首が半天をきて飴屋に話し居る繪あり、本誌に出す圖の如き様にて詞がき

針箱の引出しや掛硯のすみにちさくあつていたがらくび錢までとつかへべいの手へ渡し残る錢とて一文なしばうずめがかんやみでやたらにとりこみたがる食せたくも

錢はなしあんまりかはいろふだからそれいれらばとびだしてきたのさ云々
かく雁首錢は通用錢に混りて使用されるれど、一人歩るきが出来ねば云々の文句の如く、公然一文づかいの出来ぬ錢なり、されど時には承知で飴屋が雜菓子とかへることあり、一文

錢を九十六緡シに通して百文に使用が出来し時代ゆへ、緡に貫せし其中には寛永通寶のみにはあらず、雁首であれ、鋌であれ、一文錢の大さにて穿ある金具は通貨に混じて使用されし奇代の時もありしなり、勿論これらは寛永錢の緡にとほして使用されし時代なるが、幾年頃より行れしかといふに、享保の初年阪地に中谷願山といへる古錢家あり、和漢の古錢を集め錢書數部を著述したる人なるが此人諸國の文人に依頼し古錢を題とし詩歌俳句を募集せる中に、南紀生井手道なる者の狂歌あり、

穴あればさしにさゝれて鋌の座もさせるの皿も錢の面かけ

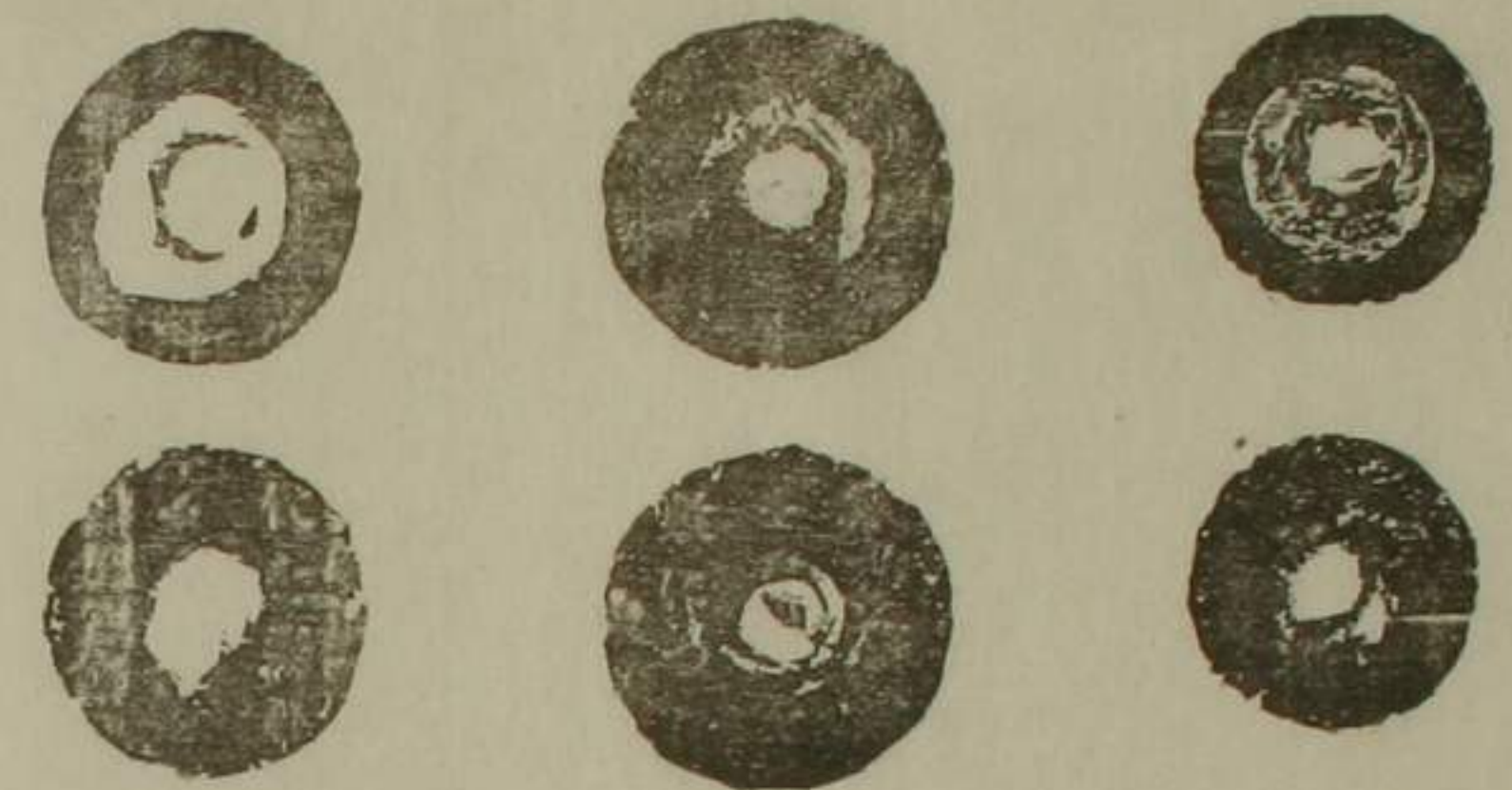
とされば享保の頃既に煙管のがん首の火皿を打平めて一文錢へ交せ用ひしことありしを知る民間私鑄錢は和漢ともに古くよりあれど、煙管の古雁首廢物利用に通貨とされしは面白き事實ならずや、始皇の半兩、武帝の五銖錢、今の世これを得るは容易なれど、雁首錢は中々得がたし、依て一二の雁首錢の搨摸を本誌に出す。



古錢の綽名 岡田村雄

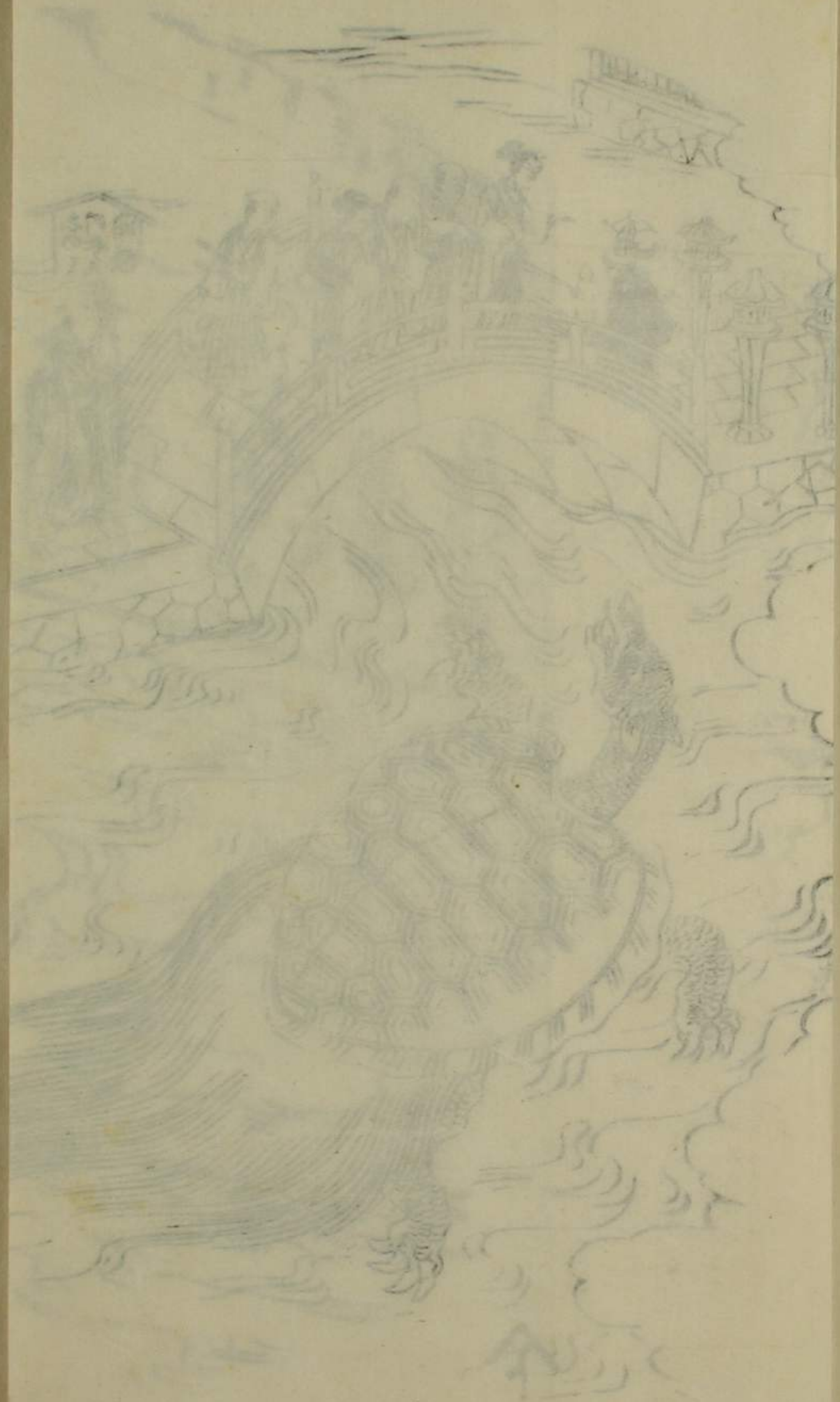
仇名といふもの何につけても愛嬌のあるものであるが古錢にも種々の仇名がある譬ば同銘の古錢で異様なのが澤山ある時何とか名稱を附して區別を爲なければならぬが或る場合に其の名稱が何を付ても適當でない事がある其様な時に意外の仇名がフト名付られて終に誰言ふとなく確定した名稱となつて随分滑稽なもの可笑いと思はぬ様になつてしまふ丁度人間の仇名も慣れると其の仇名で呼ばれて返事をする格である『明治新撰泉譜成島柳北編』の第二集の巻頭に出てゐる和同開珎なども古錢家仲間では『笹手』と言つてゐるこれなど近頃出来た名稱で僕考では鬼頭久吉でも言ひはじめたかと思ふ又久吉でなくとも大抵其頭からの名である去れど今で一般に通用する名稱——『軍』の仇名——になつてしまつたこの名の起りの文字が笹の葉に似てゐるからで凡て仇名といふものは何處か似通つて居る處があるから起るのであるが次の鬼天啓蟹熙寧など就中奇抜なものである

熙寧元寶は北宋の神宗熙寧年間に鑄たもの天啓通寶は明の熈宗天啓年間に鑄たものである何れも異種が澤山ある中に熙寧元



寛政八年板十返舎一九作黄表紙「替錢通用壽藏録」

「針箱の引出しや掛観のすみになさくなつてい
たがんくび錢までとつかへいの手へ渡し殘
る錢さて一文なしぼうすめがかんやみでやた
らにさりこみたがる食せたくも錢はなしあん
まりかわいさうだからそれでいらがさびだ
してきたの。」



寶は熙の字が蟹の形に見えるから蟹熙寧の名も出たのであらうが天啓通寶は鬼に似て
ゐる筈はないが物の似て非なるものを鬼と云ふ例のある則ち親に似ぬ兒を鬼兒クワイニョウ又は鬼
蓮、鬼參の類でこの天啓通寶も鬼の名を與へられたのであらう鬼天啓も蟹熙寧も昔の古
錢家の珍重がつたもので往々贖物もあつたが今の若い人は舶來が多くなつて古錢の數も
夥た結果こんな仇名は知らぬ方もあらうかと思つて書付たのである今で贖物の方が
珍らしい

此の外簡程奇抜なのゝ少ないか、まだく、澤山有て、逆も書きれないから略しますが同
銘で異種類の多い寛永通寶と宋朝の符合に、取分クワフン多いやうである。



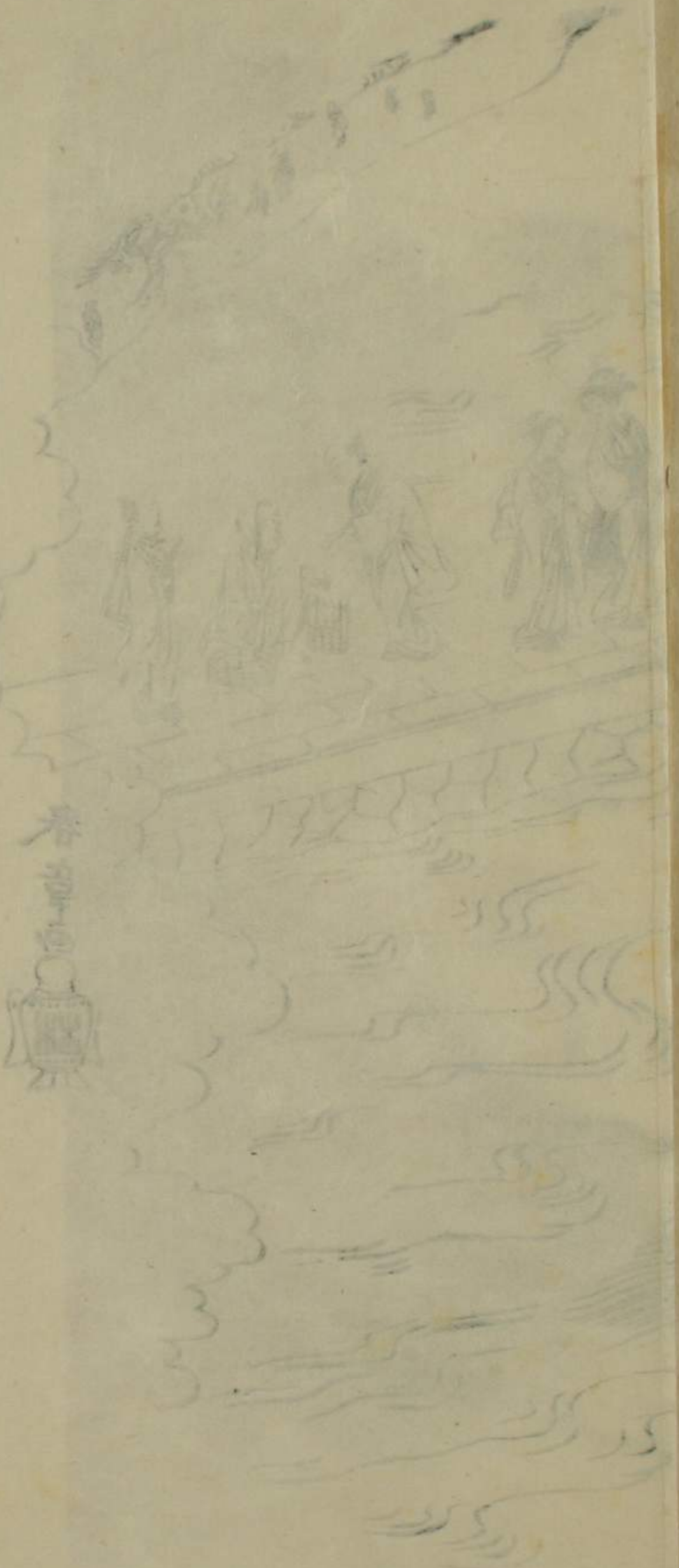
一、麻田七年三月
 不、忍、亦、賦、天、開、惟、之、國、羽、之、板、木

春章画



大正十一年三月廿五日
大正十一年三月廿五日

春草



道頓堀芝居棧敷通用鑑札

大阪 幸田 成友

安井道ト以後歴代本市惣年寄の一人たりし安井氏の家に藏する道頓堀諸芝居棧敷木札の解釋を求めらるゝにより、左に之に關する書類を抄す、

『諸芝居安井棧敷申立置一札』

乍恐書付を以奉願候

一道頓堀之儀、慶長十七子年父道ト並親類共申合拜領仕、川を堀、兩側町家に取立申候而、其後所繁昌のため芝居等も父道ト取立申候、依之御公儀様御法度之儀は不及申、諸事私方より取計居申候、依而諸芝居に上棧敷壹軒つゝ場共日々明置申候而、安井棧敷と唱申何時に而も自由參り申候、然る處年々所繁昌難有奉存候、夫に付芝居も次第繁昌仕候故、右明け置候棧敷並場共參不申候節は、外棧敷同様に賣せ申候は、芝居之者共年中餘程の勝手にも可相成と奉存候に付用捨を以右の通可申聞と奉存候、併後々に至り、自然此趣取失ひ候事有之間敷ものに而も無之候故、乍恐御願申上候は、後々に至り芝居之者共心得違之義、御座候節は、此御届書を以御願奉申上度候間、右之譯被爲聞召分、御開届被爲成置被下候は、忝奉存候、左候得は後々迄も道頓堀開發由緒之譯相立、難有奉存候、以上

寛文五年五月

安井九兵衛

御奉行様

右之趣石丸石見守様申上候處、彦坂壹岐守様にも御沙汰被下候事、甚寄特成申立御開届被成候、此段篇と記録に留め置候様結構被仰渡候事、



一、諸芝居主共九兵衛江呼出候、右之趣申渡候處、一統難有申之候、右被仰渡候御恩後々取
失ひ不申ため、木札を差越候、是以棧敷取に遣し吳候様申之候、此札後々迄證據に御座候
旨、皆々難有申之候而、芝居之者共不殘禮に參り候事、

『安井系譜』

○上寛永三寅年芝居三軒、正保元申年迄八軒取建世話仕、大芝居にて西三の棧敷并小芝居
に至る迄、安井棧敷と唱へ、一ヶ所宛明置來れり、寛文五巳年道卜男九兵衛定元前書道頓
堀芝居に安井棧敷と唱へ、平常一ヶ所宛明置來れるも、無益の儀に付、町奉行月番石丸
石見守え申立、外々棧敷同様に賣せ可申、左候得は芝居の者共年中余程の勝手に可相成、
併後々は迄の趣意取失ふ節は、此届書を以可願上、然れば道頓堀開發の由緒相立悦敷旨
申立、其趣非番彦坂和泉守(並岐守)の誤、え掛合の上、甚た奇特成申立、篤と記録に可留置旨申渡
され、其砌芝居の者共一同相悦ひ、以來棧敷入用の節は此木札を以て用立可申趣にて、一
同禮に罷越し、印鑑木札差越し候、

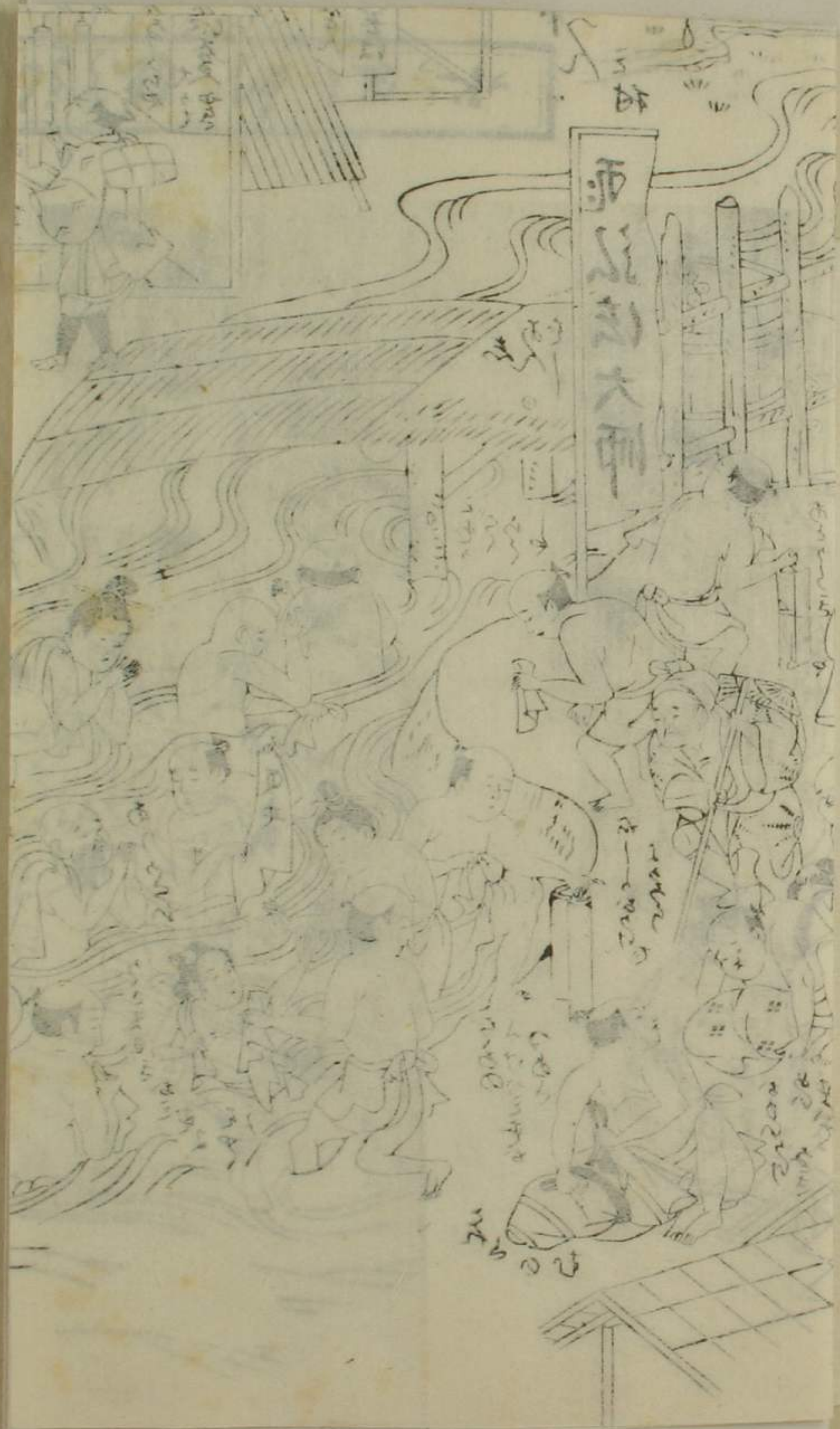
明曆三年刊「新板大坂之圖」によれば道頓堀に名左衛門しはいといへるあり、鑑札に松本
名左衛門とあるものはなるべし、又延寶七年刊の「難波鶴」芝居主の條歌舞伎座名代の中に
太左衛門(福永太左衛門)、松本名左衛門あり、淨瑠璃座中に虎屋源太夫あり、鑑札に新作狂言太
左衛門又は大坂源太夫とあるものに當れり、即ち是等の木札は明曆以後延寶頃のものな
るべし、坪屋市郎右衛門の名は未だ考へず、

附録弘法利生水の團扇繪に就て

林 若 樹

予が藏品中に寶曆より安永に至る團扇繪の板木二十枚許あり、多くは皆歌舞伎狂言の
圖なるが、中二枚風俗圖あり、一は前號の附録としたる春章筆不悉辨天開帳圖、一は本誌の
附録としたるものこれなり、其圖男女下へんみ村しあん橋とある一橋下の流れに浴し居
る所にして上に弘法利生水と題す、この利生水といふもの、武江年表卷五寶曆五年の條下
に「四月の頃より下總古河思案橋の邊より弘法大師の利益にて薬水湧出るといふ俗説を
信し貴賤羣集してこの水を呑み或は身内へ灌ぐ九月迄に彼地に旅舎千餘軒を列ねたり云

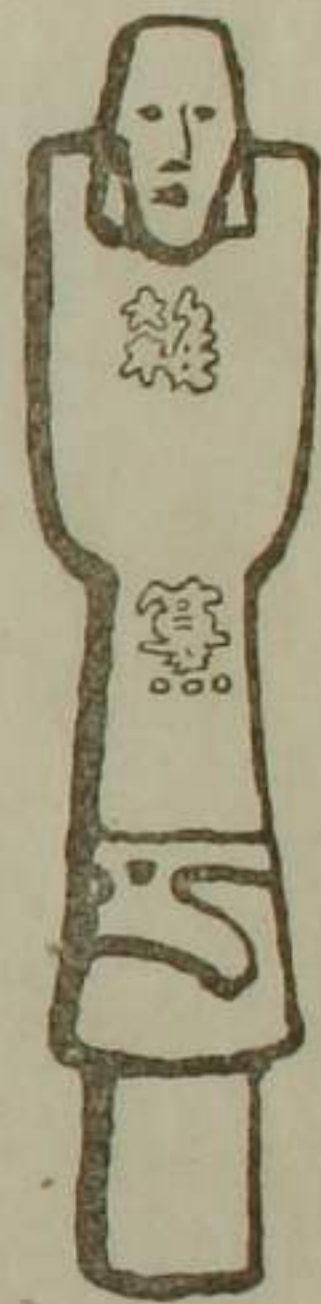
々」とあるこれにして、其折此水の功德を廣めんが爲めに配りたる團扇の板木なること疑
なかるべし、圖様筆意、寶曆の印本西村重長筆繪本江戸土産に相似たり、人物の詞書に「竹々
しくもくみませう」何れもみずしらすのれ人じや」「みずがどくらくじや」「このたけは
みずをつめた」など洒落たる當時行はれし黒本の詞書にも似て面白からずや、年表に「旅舎
千餘軒を列ねたり」といへる差しかけ小屋のごときものとしても其繁盛したる様想ひや
るべし、此水の行はれしこと幾年計りなりけん只一時の流行にして四五年にして廢され
しならんか今知りがたし、されど其繁盛せし様を忍ぶ遺跡として残り居るものもあるべ
きか尋ねべし、此團扇繪凡て幅ひろく堅つまりたる形にして俗に入寸と稱する團扇なる
よし此頃は只一編の墨摺のみなるが多かりしといへり、此板木の裏に矢ノ根五郎の圖あ
り、これも寶曆頃のものなるべし、下に今の印ありこれは日本橋堀江町の團扇問屋遠州屋
又兵衛の家號なりといへり、堀江町は古來より團扇問屋のあるところにして文化十二年



の狂歌竹川集に團扇堀江町夏のうちわの卸うり爰ころ風の間屋なりけり有員とあり、因
にいふ、此團扇繪板木の中色板のものあり、摺師吉田市松子之を看て曰く維新前團扇繪あま
りに華美のもの出来しかは錦繪問屋の方より苦情起り、遂に町奉行所を煩はずに至りし
が其折圖扇問屋の方より團扇繪の色刷は古來よりなし來る所なりとて古き色板を提出
せし爲め申開出来しとの話あり、其折の色板はかくのごときものなるべしとの談なりき、



宝曆五年下總水古河多瀧也世し
 弘法利生水の飛丸團扇の板本



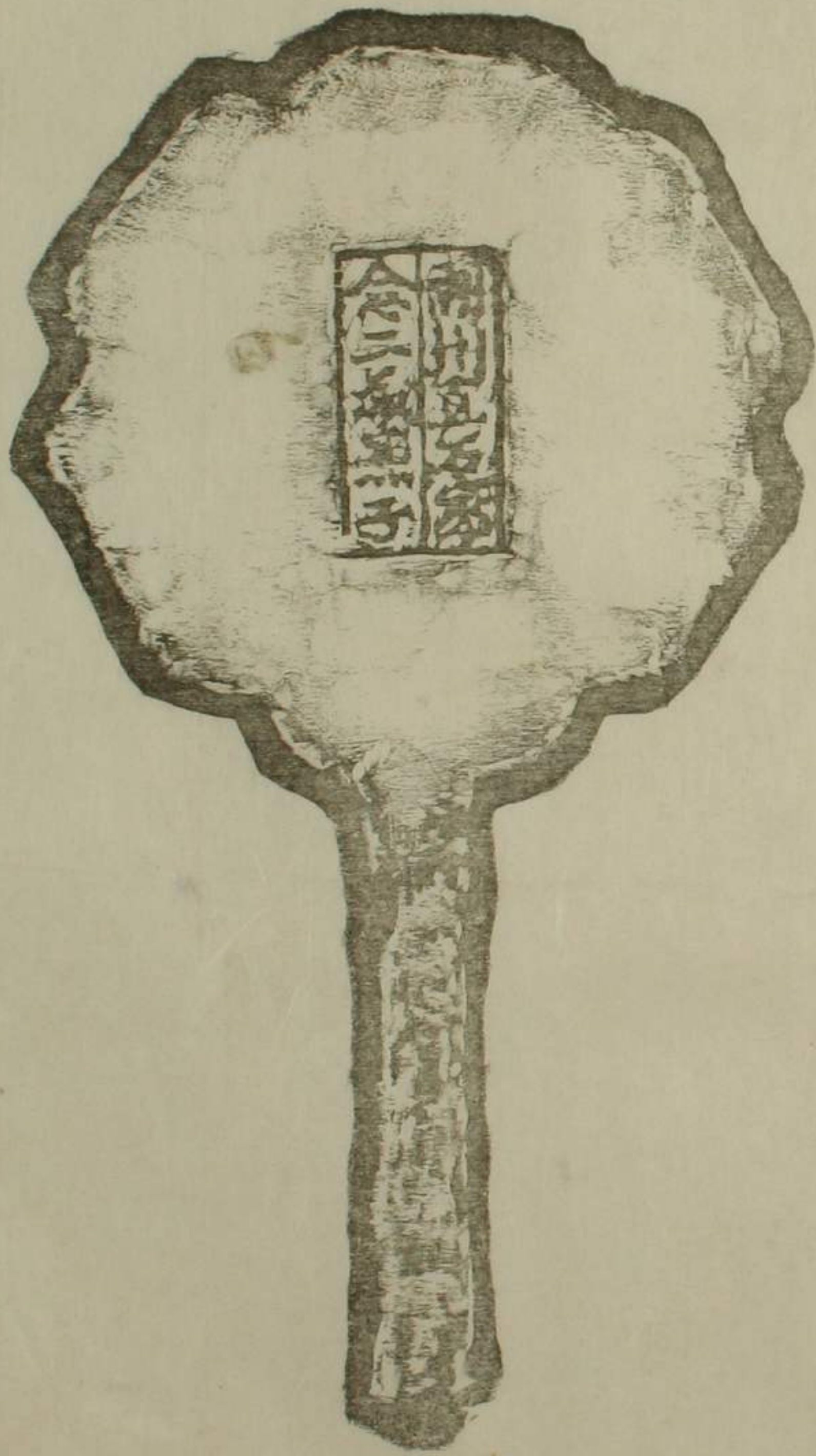
明治三十八年三月發行

湖州鏡

山中笑

本會課題の古鏡出品中に林若樹氏の出されたる支那古鏡あり其圖次に示すか如し此鏡は武藏國比企郡玉川村大字玉川小字破岩やぶいに鎮座しある山神社の社地に接近したる地に楓の古株ありしが其地下凡三四尺のところより發掘したる古鏡なりといふ鏡背素文にし長方形中に湖州眞石家念二叔照子の十字鑄出しあり此類の古鏡往々見る處なれど柄を附せしは希なるものなり。倍此湖州云々の銘あるもの随分多く存するものにて本會出品中高橋健自氏藏には湖州石家青銅照子なる銘あり駿州大宮の角田氏藏せらるゝ鏡には湖州石家乾□□照子との銘あり其他骨董店に於て湖州の文字ある古鏡を見たりし又集古十種古銅の部にも亦湖州鏡を載せらる豊前小倉足立山堀地所得と其中銘あるもの六面あり湖州眞石家上等照子記との銘あるもの他湖州眞□石家青銅照子湖州石廿二叔青銅照子湖州眞石念二叔家照子湖州石十五郎鍊銅照子及び湖州儀鳳橋酒樓相對石念二叔男念七郎鏡と三行銘あるもの等を出せり又相模鎌倉禪居庵大鑑禪師の鏡とて載せられしも湖州眞石家念二叔照子の銘あり此等の古鏡何れも支那古鏡中一種の特

色を有し漢鏡唐鏡の如く畫摸様なく素文にして銘のみ長方形中に陽文鑄出ありて其



形ち圓形のもの希にて多くは六瓣梅花式の輪郭をなせり爰に圖するところのもの六瓣

の出所は臺地の上樹木繁茂せる地にして口碑傳説等は勿論堂塔の遺跡として見るべきものなく殊に其埋没の状態を見るに殊更に瓦片を此地に捨てしもの、如く然して其瓦の大部分は一度火災に罹りたるものなり、最初此地に於て斗らずも文字ある瓦片を拾ひしものありしより遂に此一大發掘を見るに至りしなり、此地數十坪は余が調査のため三日間の發掘により埋没せる瓦片は悉皆掘出されて其中より文字あるものを撰びしにて、かく便宜を得たるは地下一尺の深さにして其區域も一定し居たる爲凡ての調査を爲し得たりしなり、發掘し得たるは巴瓦三種、唐草瓦二種の他は皆文字あるものにて平瓦、丸瓦共に文字の存するもの多く、然して皆天平期に於ける人名なりき。



從來文字瓦として有名なるは下野藥師寺武藏國分寺を第一とし、其他大宰府に下總國分寺に、多賀城趾に、幾分を發見したりとは云へ、寺名郡名、郷名等多く、人名としては武藏國分寺遺趾に發見せられたるもの一二の現存するに過ぎず、一は博物館に、一は故加藤直種氏の藏にして後沼田頼輔氏の手歸したるものあるのみ、然るに今や下野に於て數多の人名を書きたる瓦片を發見す、思ふに奈良朝に於て此地方に堂塔の建築を爲すに當り瓦の

寄進を爲せしこと現今の如くなりしならんか、只今日のは瓦面に黒書するに止まれども、此時代に於ては一々錐の如きを以て焼かざる以前に書きたるものなるを知るべし。其人名の同じきは筆跡又同じきも名を異にする毎に其筆跡の異なるは思ふに寄附者自ら之を書きしにはあらざりしか、其人名中、酒部なる姓の如きは、當時の古文書に見るが如き、酒マとせり、今其人名の異なるもの一二を擧ぐれば、酒部金萬呂、酒部赤萬呂、酒部若毛人、酒部連士、木部子虫、木部古萬呂、木部右宅、大麻部猪萬呂、大麻部鳥萬呂、財部忍、來部佐男、神主部牛萬呂、雀部稱萬呂等、其他數ふべからず、此鏡造鳥も又一なり、今回本會に於て鏡の題ありと聞き、特に縁ある奈良朝に於ける鏡造の工人が自署せる瓦片を出すこと、せり、本文は只に其説明の大體に過ぎざるのみ。

正保二丁九月吉日

高御座須光御鏡

調進行車官忠治



関保之助宛

安永頃加



元板 新鶴齋 画信房川富

安永頃細繪の板本



元板 新鶴齋 画信房川富

天明五年乙巳黄表紙仕立略曆

西澤仙湖花



天明五年乙巳年大小略曆張込帖 一帖 西澤 仙湖

右一帖は百廿年前乙巳の畧曆にして皆趣向を凝らしたるもの中に就て當時盛んに行はれし黄表紙の表紙に擬したる一枚を取りて本誌に挿入せり原圖は紅藍等の着色を施したれど今は省けり其巳の年に依りて出版書肆鱗形屋の三鱗を其儘に使用せし等熟覽して其意匠を味ふべし

仙

課題 德利類

酒德利 俗曰貧乏德利 一個 市河 萬庵

神戸の酒造家小西利右衛門方にて新醸出来の節此德利に入れて松尾明神に納めたるもの表に天〇

(天星の意)裏に大池の銘あり

黄瀬戸德利 一個 全

割櫻と唱ふる品と同時代のもの

高取德利 一個 全

瓶子形染付德利明人陳元賛製 一個 全

御本立鶴德利 (挿圖参照) 一個 全

右御本立鶴德利は近頃御本茶碗類並に對馬焼の名工茂三、清四郎等の製作にかゝる磁器數品と共に

宗伯より賜ふ所の物就中此德利は殆二百五十有余年
年前渡來の儘其寶庫に秘め置かれし物にして所謂
浮世の風に當らぬ品殊に珍重すべきものとす
朝鮮德利 壹升餘入栗色釉 一個 全
白泥梅花德利 大明嘉靖年間製 一個 全



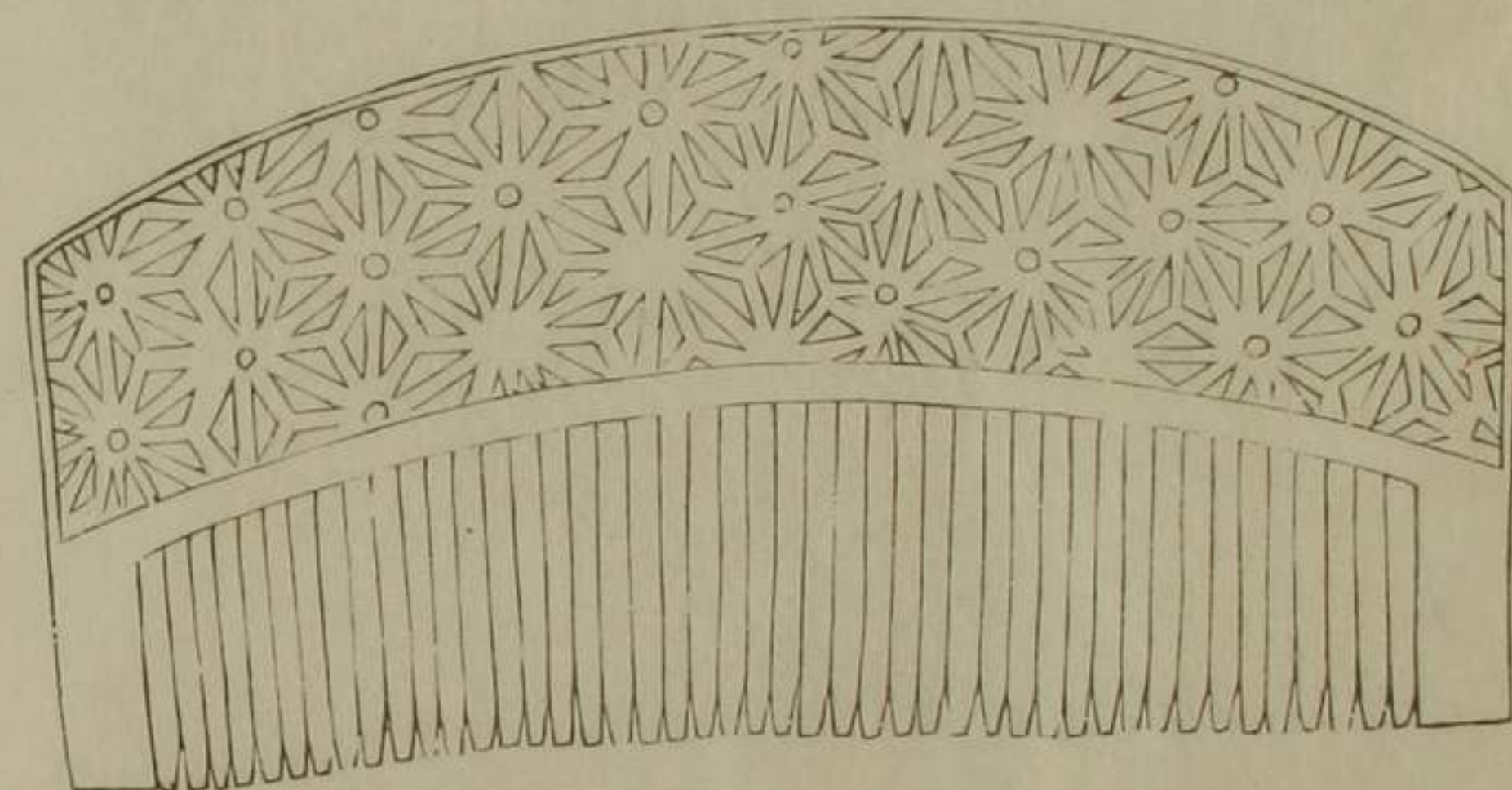
御本立鶴德利

市河万庵藏



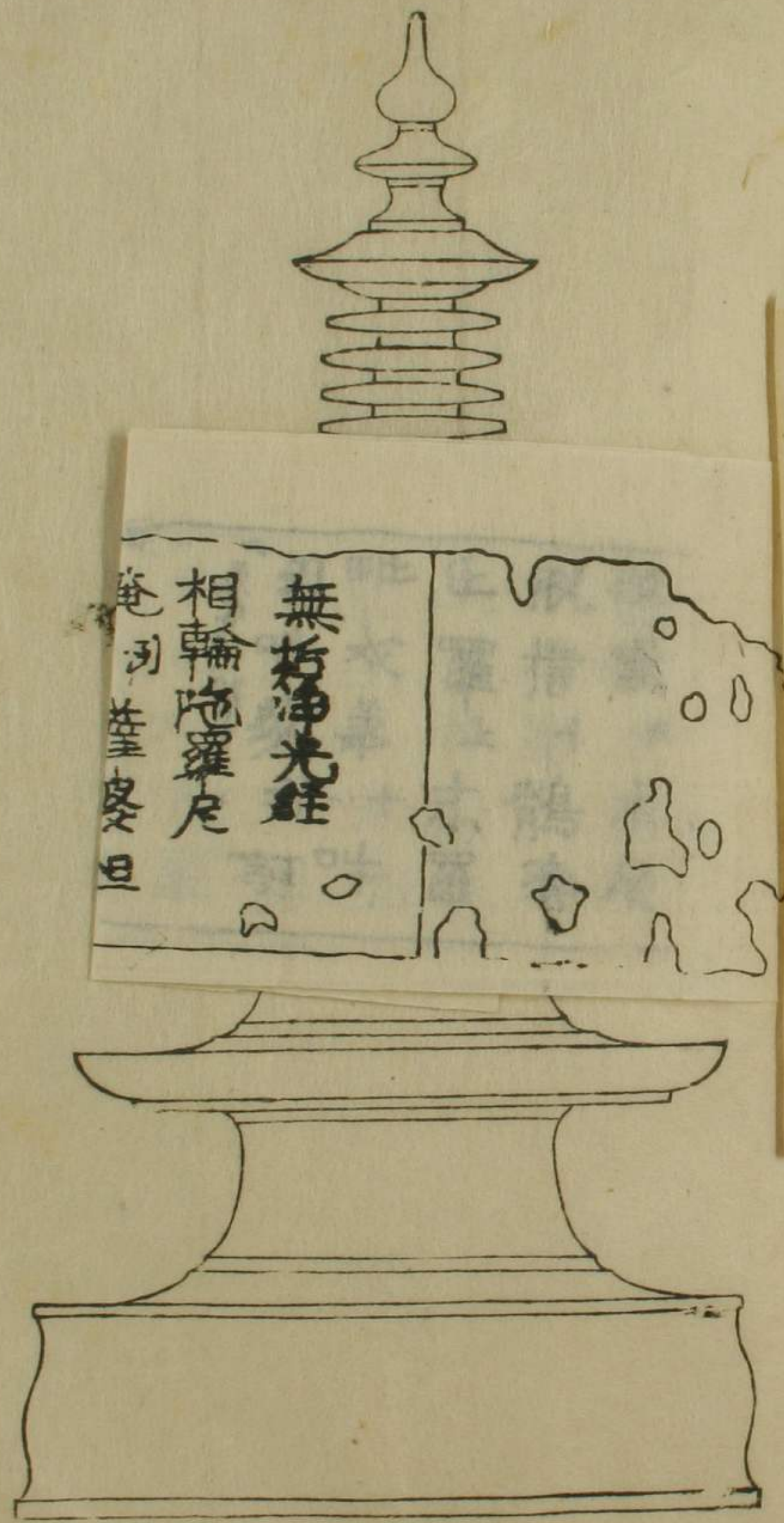


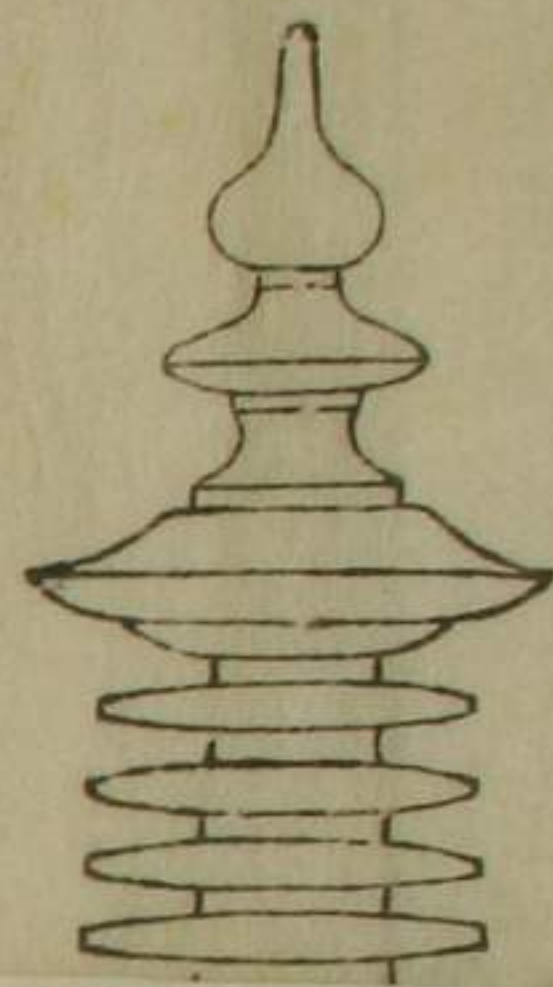
黒く雨笠白色
 二枚カサ子
 上四圍挿
 下赤



浪衣麻子
 赤松 藪一巻

稱德青蓮皇帝百寶塔圖





無垢淨光經

相輪陀羅尼

唵 一列 薩婆 但

他 相 多 毗 補

羅 曳 移 執 反

瑟 檄 下 竹 同 反

未 尼 羯 諾 迦

反 三 曷 喇 折

多 三 毗 菩 瑟

多 曳 瑟 檄 口

杜 善 杜 魯 五

三 曼 多 毗 魯

吉 帝 六 薩 羅

薩 羅 播 跋 輪

達 尼 七 菩 達

尼 三 菩 達 尼

八 鉢 羅 上 伐

羅 上 曳 瑟 檄

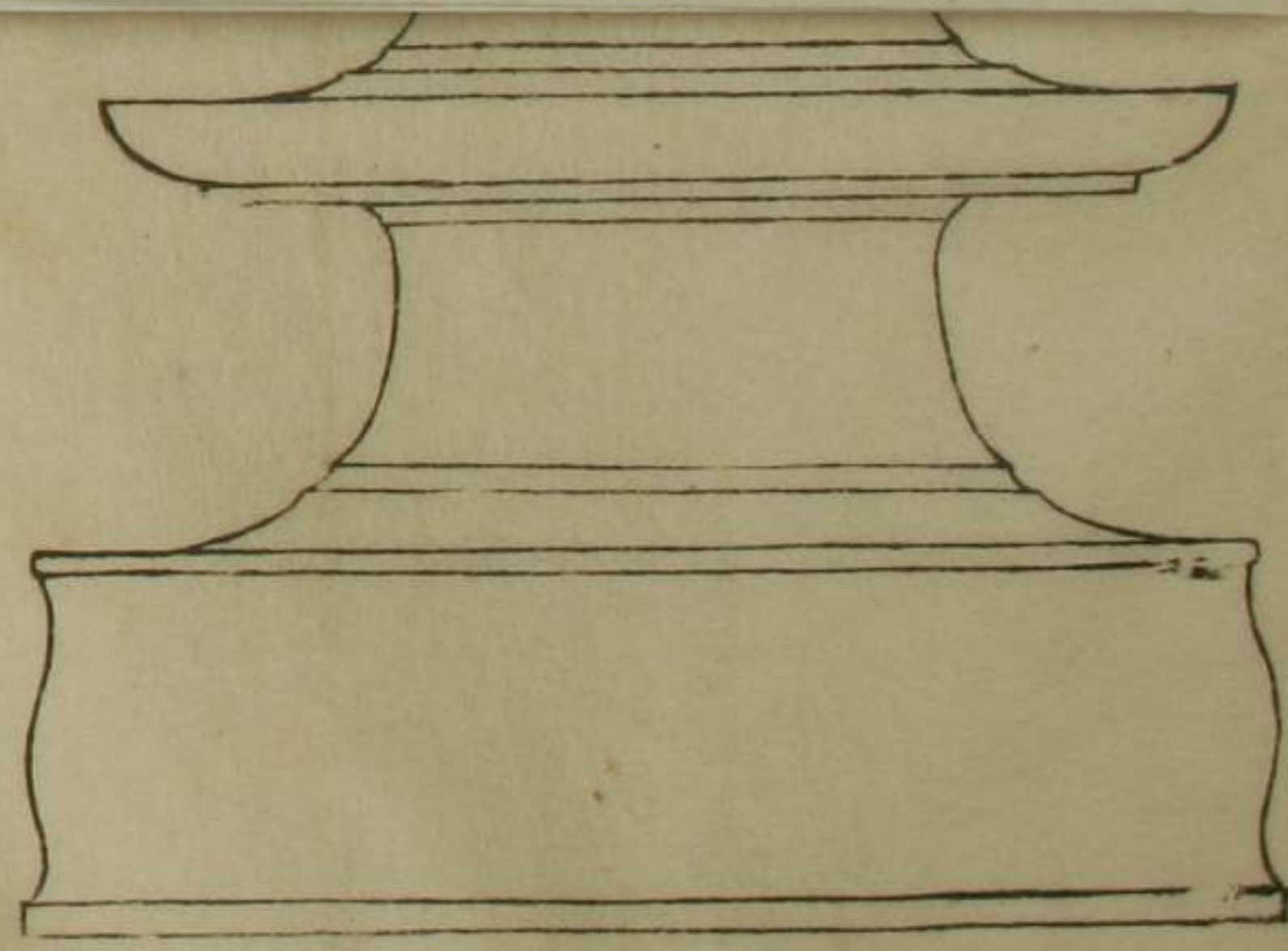
伐 麗 九 末 尼

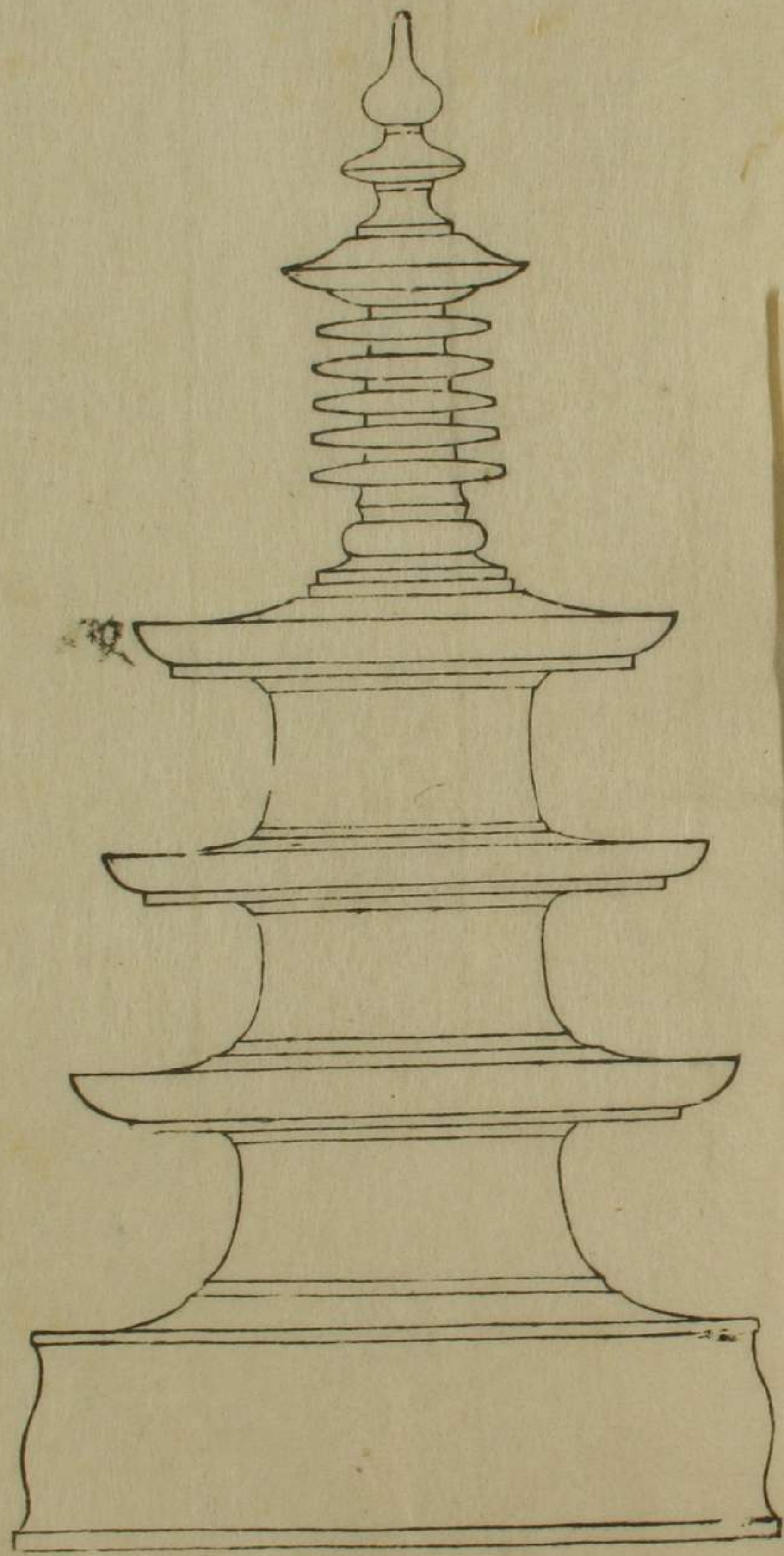
脫 指 十 鶻 魯

止 羅 上 末 羅

毗 戎 第 十 吽

司 吽 跋 司 誦





稱德寺

羅	末	瑟	羅	他
上	尼	檄	曳	相
曳	羯	下	下	多
瑟	諾	同	同	毗
檄	迦	二	反	及
伐				補

眾塔圖

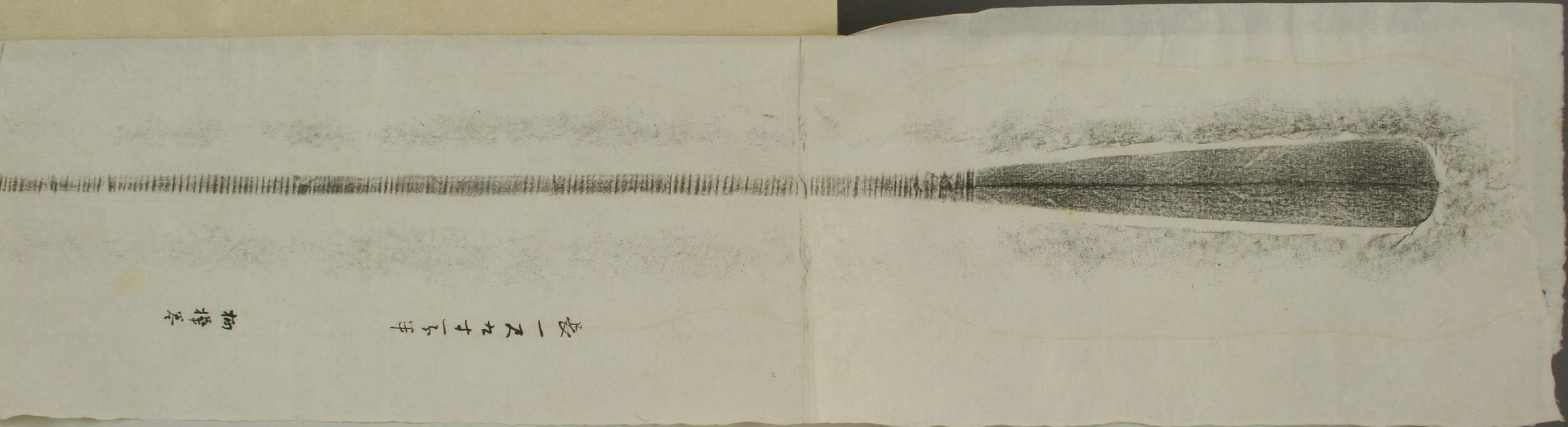
右小塔及經本今見在大和國法隆寺東圓堂丹碧
剝落殆盡其材露盤以上用櫻以下用檜九輪與塔
身北牡合之虛其中心納經其淫則印刻獨末題甲
字為肉書其紙類土佐紙質不精好也以一幅帛搨
以小片為標而卷不施軸今所摹大皆如畫矣按
稱德天皇紀寶龜元年四月戊午初天皇八幸乱平
乃發弘願令造三重小塔一百萬基高各四寸五分
基徑三寸五分露盤之下各置根本慈心相輪六度
等陀羅尼至是功畢令置諸寺云然持法隆存焉他

所未聞有之也檜木香氣如新紙則紙也爛然殆不
勝卷舒而文字鮮明點畫不壞如有神護之者其筆
跡似唐人書帶分法者結構巧妙不可言神韻大類
西大寺所藏御書則或同一定翰亦未可識也藤貞
幹曰銅板也又曰由此觀之我邦印刻之行也尚矣
此物也奇甚好古之士不可不摸刻以傳也於是予
有此舉焉寬政十年八月十二日其末謹識

藤原茂利書

物
標
字

卷一
一
九
十
五
年



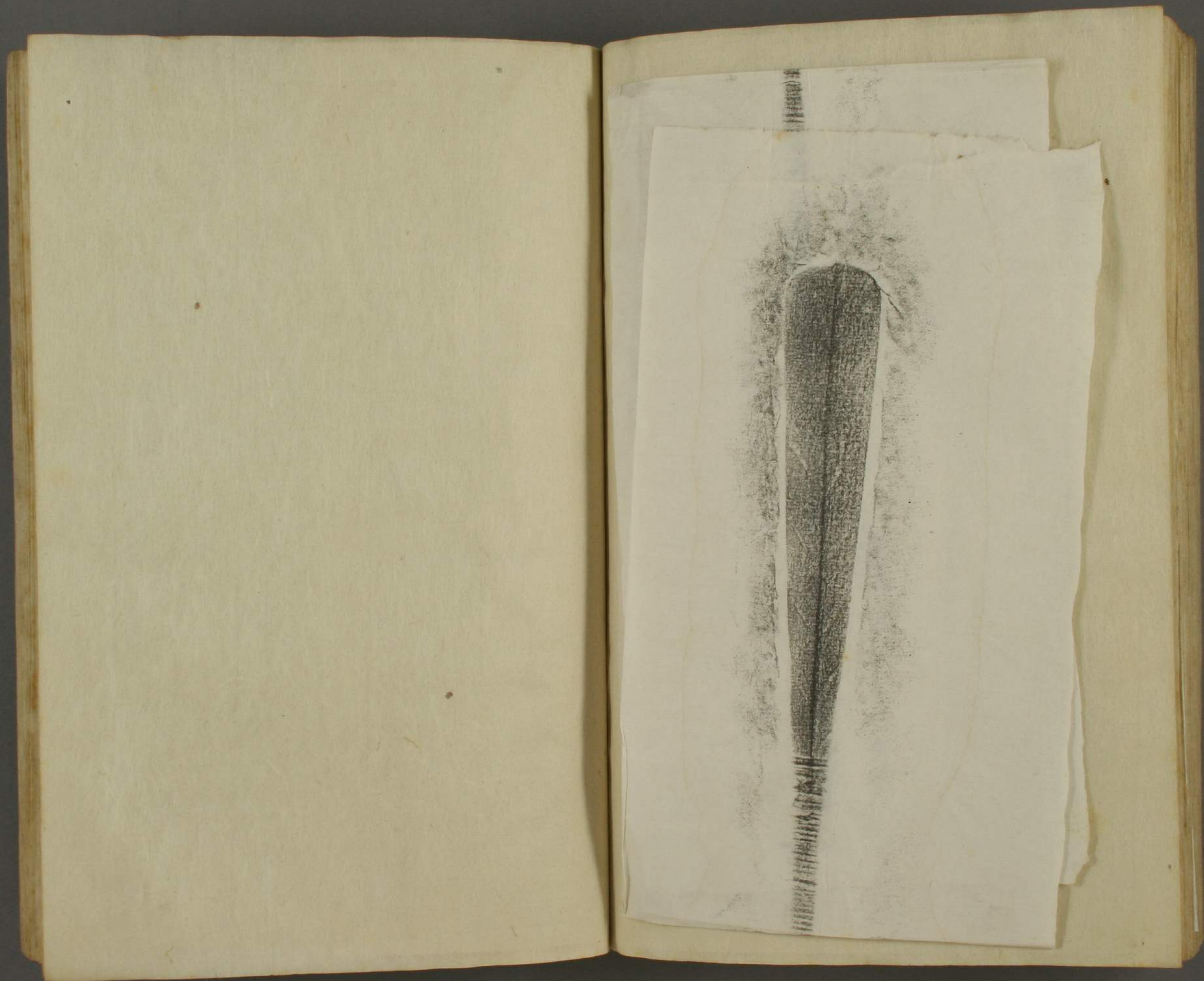
長一尺九寸五分

柳琴

卷一尺九寸五分

桐華卷

折





明治三十九年一月發行

經筒の種類

和田 千吉

經筒なるものは古來世人に愛翫せられたるを以て、特に此形を模したる花瓶の造らるゝに至り、骨董品として弄せらるゝことゝなりたり。されば全く土中より發見せられたるものと、新に花瓶の用に供する爲造られたるものとを混じて經筒の名を以て呼ぶに至り殆んど其區別を明にすべからざりしに、之が研究さるゝに及んで此種類を知り銘文を調査し、茲に學術上の効果を認むるに至れり。

抑經筒とは經卷を納めて土中へ埋めたる筒形の器物なり、從來土中より發見さるゝもの少からず。其種類としては銅製最多く、中には鍍金せるもの、又は鍍銀せるものあり、これには又打物製と鑄物製との二種ありて、打物製は薄き銅板を以て造り、織ぎ目は鉄にてとめしものにて、鉄の位置に種々あり、底は鉄にて附着せしめしもの、又は臺を直に取付けたるものあり、鑄物製は織目を存せずと雖、底部のみは取付けしものなり。蓋は九輪の如き又擬寶珠の如きあり、つまみの有るとなきとあり、又は平なるかぶせ蓋のものゝ二種ありて、往々和鏡の表を上にしてかぶせ蓋の代用とせるものあり。其屋根形のものには合せ蓋なり、かぶせ蓋のものは單に身の上部に置かるゝにすぎざれば中には蓋と身と各二個所の小

穴を穿ち或は環を付けて結び付ける構造のものあり、和鏡の蓋とせるものにも穴を穿ちて以上の如くせるものあり、和鏡の代用は今日より見れば略式の如くなるも、こは決して然るにはあらで、當時殊更に之を用ゐたるものにて、かゝる方法は又一の風習として見るべきものなり。此他陶製のものありてつまみを有せる屋根形のかぶせ蓋あるものあり、又鐵製のものあり、蓋は如何なる形狀なるや分明ならず、尙近來の發見にて石製のもの三種あり、一は平なる印籠蓋を有するもの、一は少しく人工を加へたる不規則の石へ穴を穿ちしもの、一は屋根形の印籠蓋を有するものなり、然して銘文あるものは至つて少く、其現存せるものに就て見るに銅製打物製には肉細く彫刻しありて陰字なり、中には打出したる銘文ある銅板を鉄にて附着せしものあり、鑄物製は共に銘文も鑄出したるものにて、陽字なり、世に銘文あるものにして經筒其ものは正確なるも後人の偽銘多し、されば其銘文の確なるものとしては大和吉野郡吉野村金峰神社奥の宮境内井筒ヶ嶽の麓なる經塚より發掘し得て金峰神社の藏たる藤原道長が自筆の經卷を納めたる寛弘四年丁未八月十一日の銘あるもの最古く、山城綴喜郡八幡町大字八幡庄鳩ヶ峰山頂より出たる永久四年二月二十六日の銘あるもの、常陸新治郡山之庄村大字東城寺の經塚より出たる保安三年大歲壬寅八月十八日の銘あるもの、又同所より出たる天治元年歲次甲辰十一月十二日の銘あるもの、羽前北置賜郡宮内町別所山より出たる保延六年三月九日の銘あるもの、播磨美囊郡窟屋村寺ヶ谷山林より出たる仁平三年歲次癸酉八月日の銘あるもの、信濃埴科郡坂城村字北日名より出たる保元二年大歲丁丑九月二日の銘あるもの、岩代信夫郡天王寺

村より出たる承安元年歳次大歳辛卯八月十九日の銘あるもの、岩代岩瀬郡西川村より出
たる承安元歳次辛卯八月廿八日の銘あるもの、攝津豊能郡東郷村大字出野若宮八幡宮社
殿下より掘出たる養和元年十月五日の銘あるもの、武藏大里郡野本村發掘のものに建久
七十大歳丙辰三月初日の銘あるものあり、降りて加賀石川郡笈岳より發掘したるものに
永正十五天戊寅今日日の銘あるもの、山城愛宕郡鞍馬村字經塚發見のものに永正十六年
の銘あるもの、信濃發掘のものに天文五年丙申四月三日の銘あるもの、及天文五年丙申四
月四日の銘あるもの、羽前南置賜郡窪田村より出たるものに天文十一念今日日の銘ある
もの、信濃佐久郡上畑村發見のものに天文廿年今日日の銘あるもの、及異年號なる寶壽
二年今日日の銘あるもの、上野吾妻郡青山村より出たる、天文廿二年今日日の銘あるも
の等あり、以上は皆銘文の確なるものなり、然して其形に於て永正以降のものは長に於て
其以前のものに比して概して短きが如し、之を要するに經筒なるものは古きは八百九十
九年前にして、新しきは三百五十一年前のものなり、其盛んに行はれたるは七百九十二年
前より八十一年間前後に於けるものゝ如し。



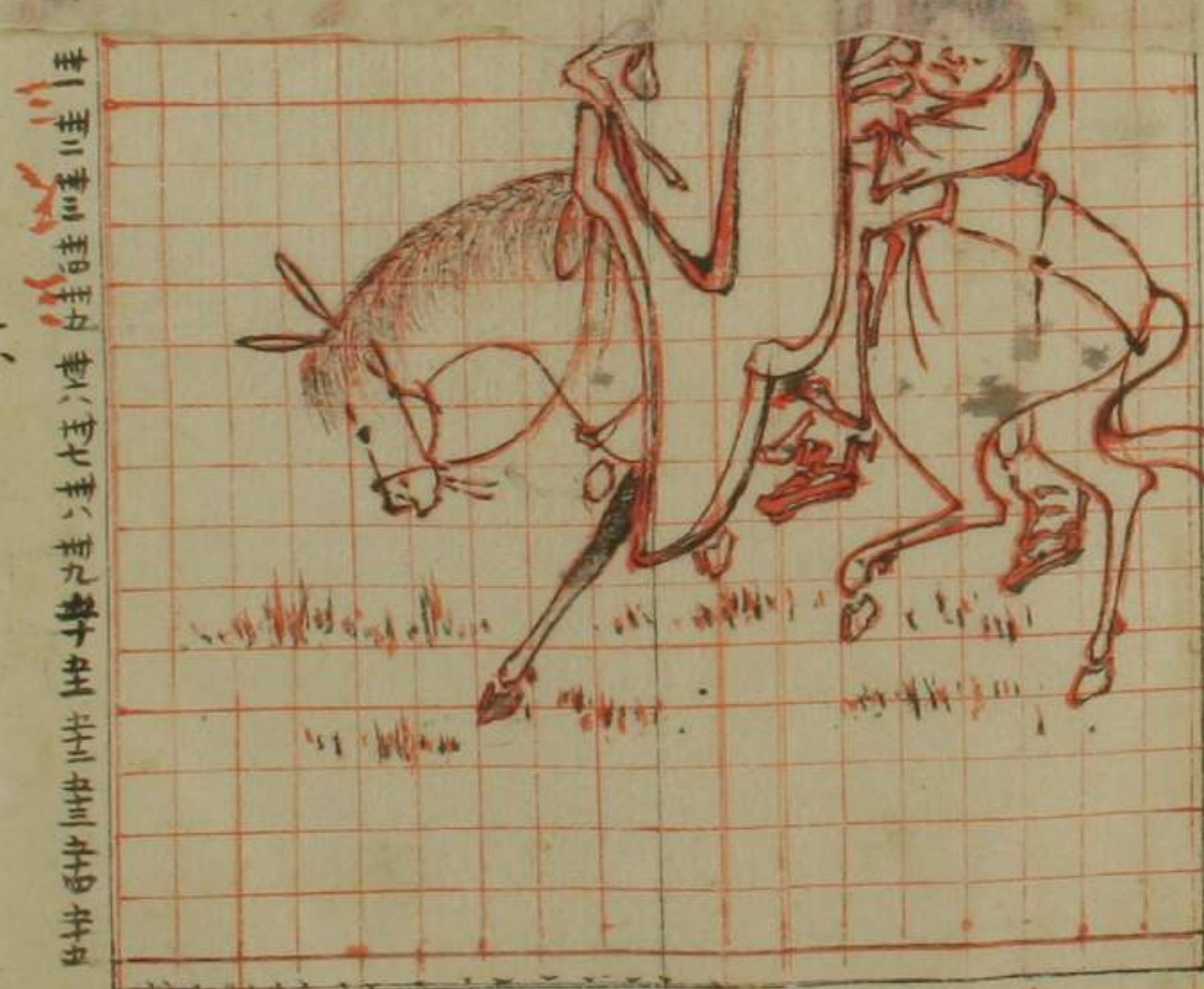


た
ま
ま





此印...
 云...
 相...
 可...
 台...
 噴...
 風...
 橫...



去...十...

禮部...
 上...
 入...
 秋...



右...
 左...
 仙...
 玉...
 松...

上三十四十五十六十七十八十九廿廿一廿二廿三廿四廿五廿六廿七廿八廿九卅卅一卅二卅三卅四卅五卅六卅七卅八卅九卅十卅十一卅十二卅十三卅十四卅十五卅十六卅十七卅十八卅十九卅十



去可十耳

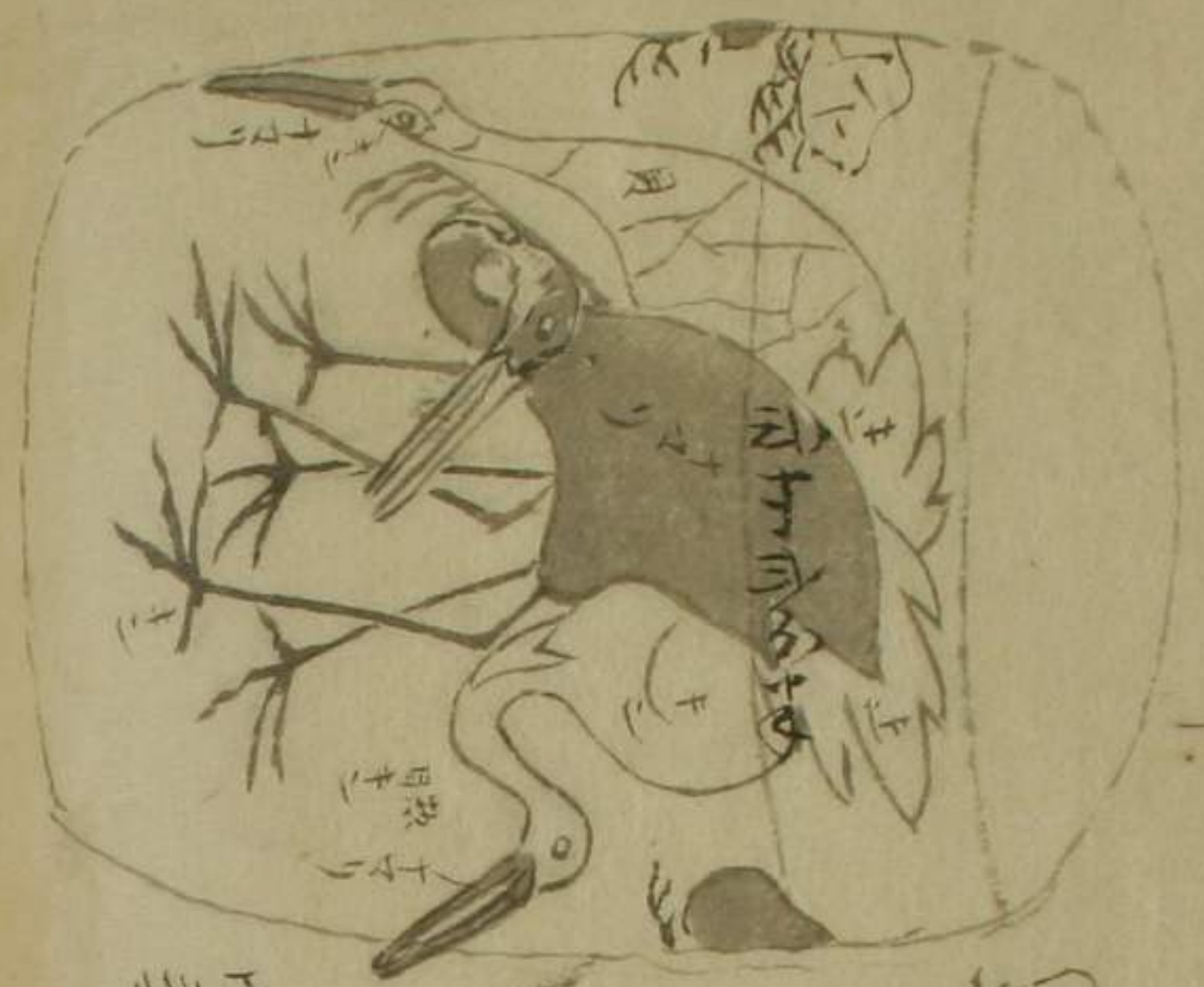


禮部
 入日
 上禄
 杖後

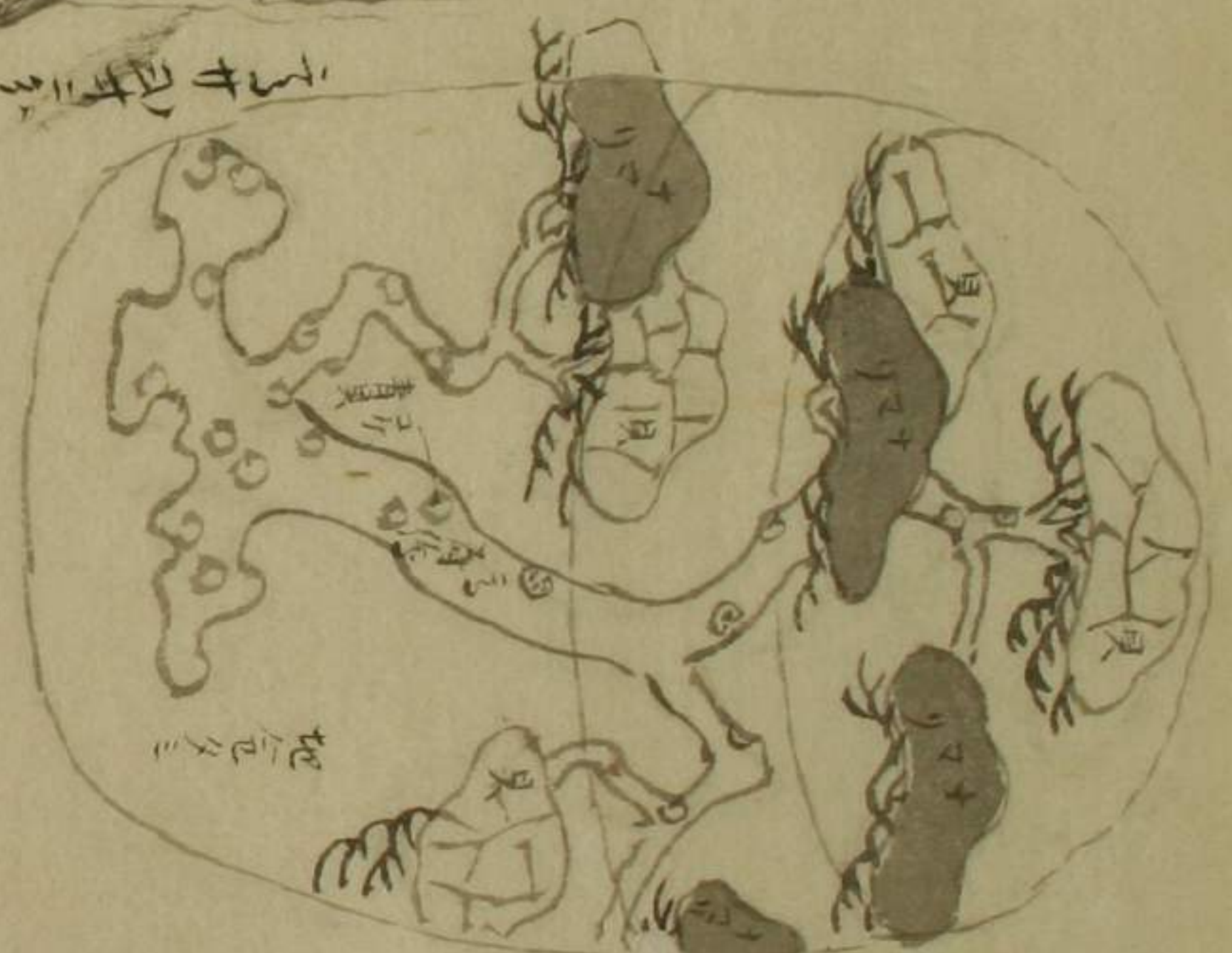
右之録三年
 仙居山竹野村
 玉山と云金山集印
 松政清為花







十月廿三日
内九
寸



天保十三年三月十日

光琳作

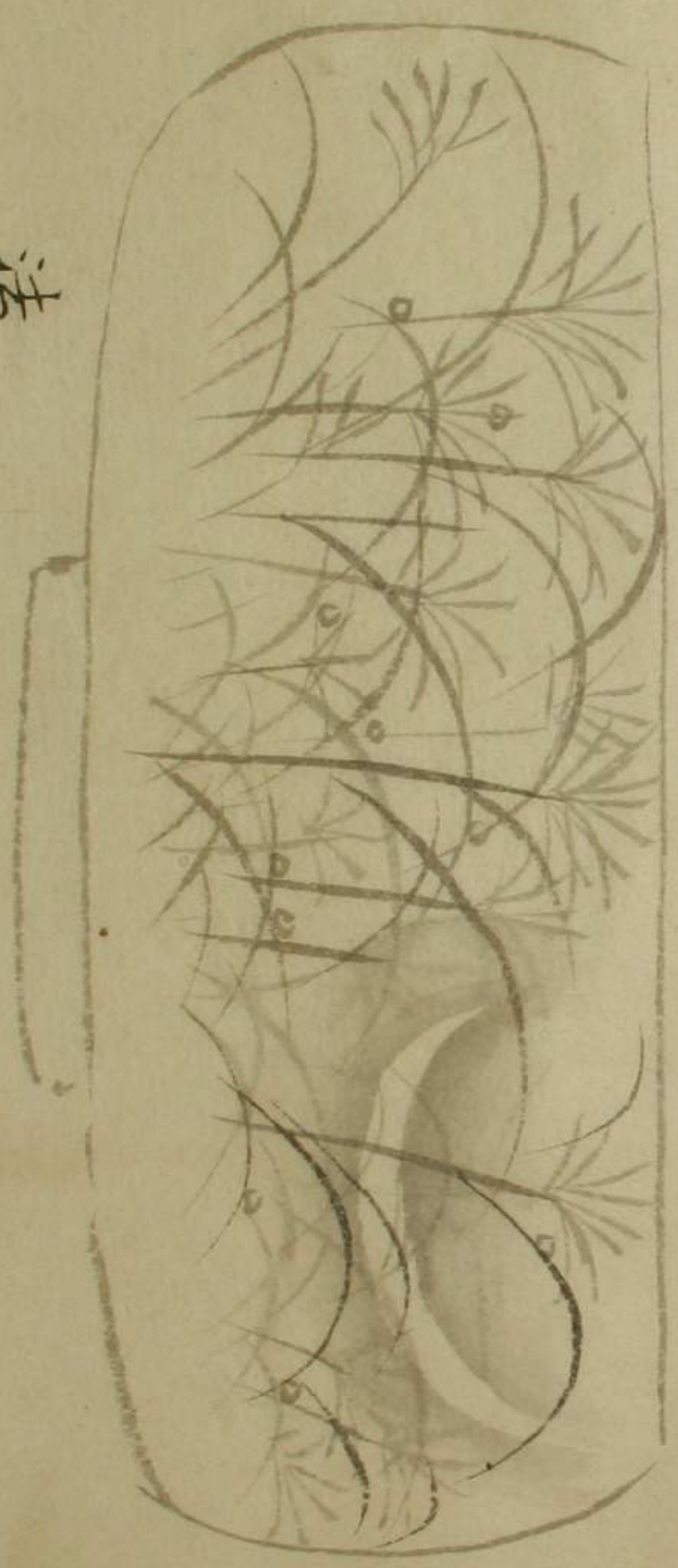


十年 在上走 蹤萬丈 萬丈 萬丈
明月照時常皎潔 不勞寸寸討問
東西 西吹七東 八寸 不 落 不 一 寸 半

秋風 三寸 花 村
〇〇



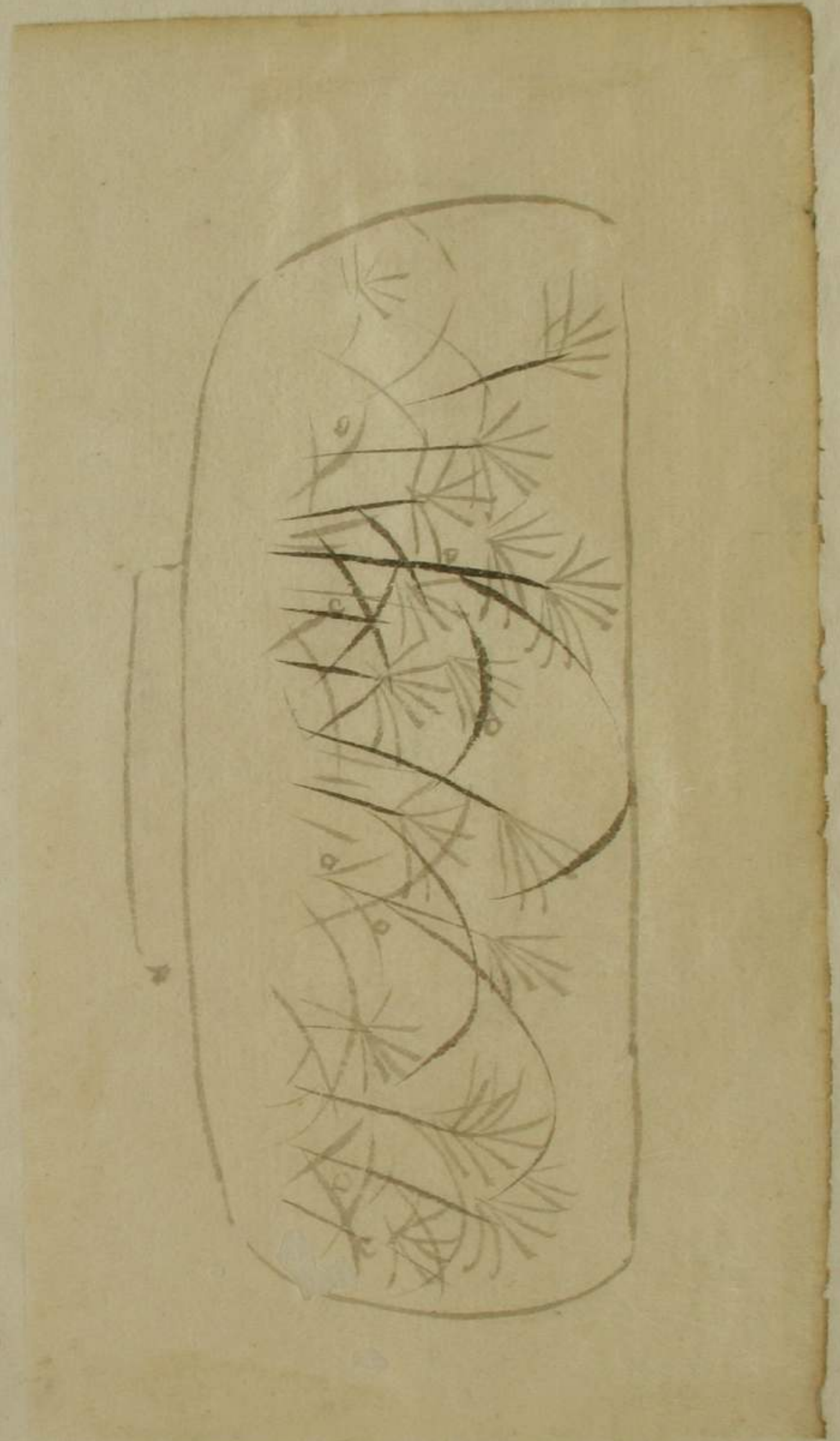
法眼洞春造





日
月
星
斗
四
時
之
氣

法
眼
洞
春
造
之





寶生石更 一之將衣束 園寺坪打
蜀紅の錦 在江時代後



老女
蜀梅地黒紅





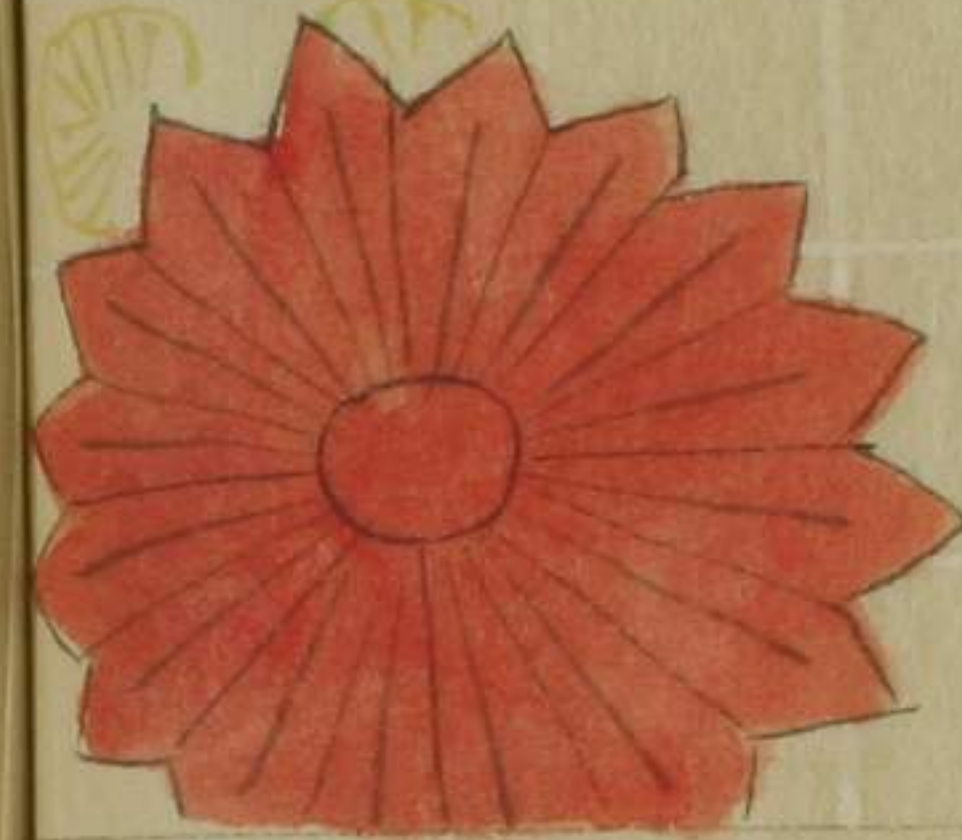
山
姥
の
脩
衣
束
地
花
毛
石
布
大
様
和



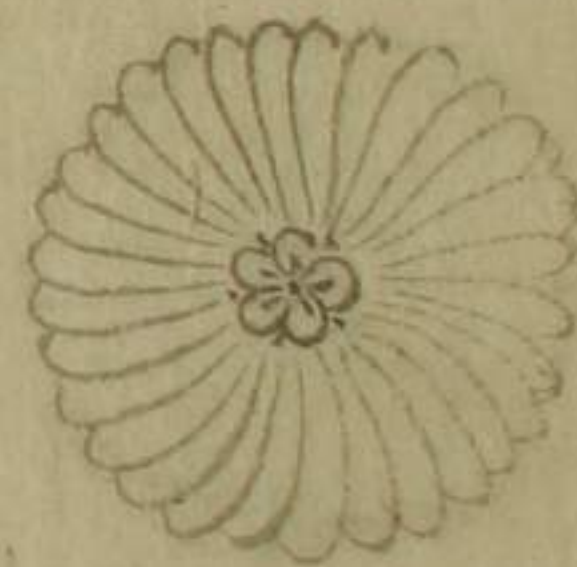
山
姥
の
脩
衣
束
地
花
毛
石
布
大
様
和

地紅下 紅 老女着附

白糸



故金箱



菊銀糸

紅糸

開寺 腰巻
柳林院の御書
の地紅 高き糸ぬい
ゆり地と云



波金箱

夕顏 二名
蜀紅 表裝
大模樣



天保四年癸巳四月十三日
本國寺加地傳
乳鳥譽金





